

第1章 障害者虐待とは

第1節 障害者虐待とは

1

障害者虐待の定義

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」又は「法」という。)が平成24年10月1日から施行されました。

どのような行為や現象を障害者虐待というのか、また、どこまでの範囲を障害者虐待に含めるのかといった定義や概念を明確にすることは、障害者虐待防止への取組みを進める上で大変重要となります。

障害者虐待防止法では、障害者とは障害者基本法第2条第1号に規定する障害者と定義されています。同号では、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれる点に留意が必要です（対応の初期段階では、障害者であることが判然としない場合もありますが、そうした場合でも、適切に対応することが重要です）。

なお、ここでいう障害者には18歳未満の者も含まれます。

また、第3条では「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」と規定され、広く虐待行為が禁止されています。同条で禁止されている虐待は、「障害者虐待」より範囲が広いと考えられます。

障害者虐待防止法では、障害者虐待を、

- ① 養護者による障害者虐待
- ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ③ 使用者による障害者虐待

に分け（第2条第2項）、以下のように定義しています。

【定義】

① 養護者による障害者虐待

養護者とは、「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」とされ、障害者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。養護者による障害者虐待とは、養護者が養護する障害者に対して行う「身体的虐待」、「性的虐待」、「心理的虐待」、「放棄・放置」、「経済的虐待」に該当する行為です。

② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

障害者総合支援法及び障害者虐待防止法に規定する障害者福祉施設従事者業務に従事する職員が行う「身体的虐待」、「性的虐待」、「心理的虐待」、「放棄・放置」、「経済的虐待」に該当する行為です。

「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に該当する施設・事業は以下のとおりです。

法上の規定	事業名	具体的内容
障害者福祉施設	・障害者支援施設 ・のぞみの園	
障害福祉サービス事業等	・障害福祉サービス事業 ・一般相談支援事業及び特定相談支援事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センターを経営する事業 ・福祉ホームを経営する事業 ・障害児相談支援事業 ・障害児通所支援事業	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

③ 使用者による障害者虐待

使用者とは、「障害者を雇用する事業主、事業の経営担当者及びその事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」とされ、使用者が障害者に対しておこなう「身体的虐待」、「性的虐待」、「心理的虐待」、「放棄・放置」、「経済的虐待」に該当する行為です。



Q 手帳未取得者の場合、「障害者」にあたりますか。

A 手帳の取得に関わらず、障害者虐待防止法の「障害者」に該当するかどうかの判断をし、対応をすることが必要です。

その際は、将来的に福祉サービスの利用の可能性も高いので、手帳の取得等の考慮をしていくことも必要です。

また、手帳制度が確立していない高次脳機能障害や難病に起因する障害のある方について、高次脳機能障害は障害者基本法第2条第1号の「精神障害」に含まれると解釈されており、難病に起因する障害も同じく「その他の心身の機能の障害」に含まれると解釈されていますので、本法に基づいて対応することが必要です。

なお、本法の対象とするには難しい場合でも、人権が客観的に侵害されている、生活に支障が生じている等であれば、委託相談支援事業者等へ相談して対応することや、警察、司法等しかるべき機関につなげる等の支援が必要です。

2

障害者虐待の種類

「養護者による障害者虐待」「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」「使用者による障害者虐待」について、以下では、類型別に該当する行為を例示しています。ただし、ここに例示す

る行為のみが障害者虐待に該当するわけではありません。確認された行為が虐待に該当するかどうかの判断は、法の趣旨や虐待の定義に照らし合わせ、事実に着目し客観的・総合的に判断する必要があります。

障害者虐待類型（例）

区分	具体的な例
①身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ●暴力的行為で、痛みを与えること、身体にあざや外傷を与える行為 <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、やけど、打撲をさせる ・刃物や器物で外傷を与える ・ぶつかって転ばせる ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる ・本人に向けて物を投げつけたりする など ●本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為 <ul style="list-style-type: none"> ・物を壊したり、本人に向けて投げつけたりする ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする など ●本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えること、代替方法があるにもかかわらず障害者を乱暴に取り扱う行為 <ul style="list-style-type: none"> ・医学的診断や個別支援計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する ・支援や介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせるなど ●外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為 <ul style="list-style-type: none"> ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服を着せる。意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する） ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れないと ●「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制（第3章 III-3頁参照） 以下は使用者虐待に特有のもの <ul style="list-style-type: none"> ・危険、有害な場所での作業を強いる ・暴行、監禁、身体の拘束等による労働の強制を行う など

※「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下ろせば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和25年6月10日）。

上記判例のとおり、身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、障害者の身体に接触しなくても、障害者に向かって危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と認定することができます。

区分	具体的な例
②性的虐待	<p>●本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理由もなく不必要に身体に触る ・性的な事実関係を尋ねる、性的な内容の情報を意図的に流布する ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・排せつや着替えの介助がしやすいということなどで、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する ・人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする ・性器を写真に撮る、スケッチをする ・キス、性器への接触、性行為を強要する ・わいせつな映像や写真を見せる ・自慰行為を見せる ・性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる） ・本人を裸にする、またはわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る 撮影したものを他人に見せる など
③心理的虐待	<p>●脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与えること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、障害者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど） ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う ・排泄交換や片づけをしやすいということなどで、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の利用を制限する ・家族や親族、友人等との団らんから排除する ・「ここにいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言い、脅す ・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う ・排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う ・侮蔑を込めて子どものように扱う、また子ども扱いするような呼称で呼ぶ ・話しかけているのに意図的に無視する など <p>●障害者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う ・他の利用者に障害者や家族の悪口等を言いふらす ・障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる ・障害者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる） など <p>●障害者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う

区分	具体的な例
③心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする など ●心理的、物理的に障害者を不当に孤立させる行為 <ul style="list-style-type: none"> ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する ・面会者が訪問しても、本人の意思や状態を無視して面会させない など ●その他 <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す ・浴室脱衣所で、異性の利用者と一緒に着替えさせたりする など <p>以下は使用者虐待特有のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の雇用されている障害者と比べ、差別的な扱いをする ・意図的に恥をかかせる・ミスをさせる ・業務の適正な範囲を超えて反省文の作成を強要する ・会社の事業目的に照らし、本来業務以外の不必要的な業務を行わせる ・脅迫等により労働を強制させる など
④放棄・放置	<ul style="list-style-type: none"> ●意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をっている者が、その提供を放棄又は放置し、障害者の生活環境や、障害者自身の身体・精神的状態を悪化させていること <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある ・室内にごみを放置する、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる ・冷暖房を使わせないなど、健康状態の悪化をきたすような（暑すぎる、寒すぎる等）住環境の中で生活させる ・家族が障害者に対して行う暴力や暴言行為を放置する ・褥創（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない など ●専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、障害者が必要とする医療・障害福祉サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する <ul style="list-style-type: none"> ・病気の状態を放置する

区分	具体的な例
④放棄・放置	<ul style="list-style-type: none"> 医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない 本来は入院治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る 処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している。処方通りの治療食を食べさせない など <p>以下は使用者虐待特有のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 住み込みで食事を提供することになっているにも関わらず食事を与えない 仕事を与えず、ずっと椅子に座らせるなど放置する 健康・安全への配慮を怠る など
⑤経済的虐待	<p>●本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人の自宅等を本人に無断で売却する 年金や預貯金を無断で使用する 入院や受診、障害福祉サービスなどに必要な費用を払わない など <p>以下は障害者福祉施設等や障害サービス事業者等特有のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する 金銭・財産等の着服・窃盗等（障害者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない） 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる 強制的に通帳を管理する 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない など <p>以下は使用者虐待特有のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者であることを理由に賃金を支払わない 障害者であることを理由に賃金額が最低賃金額に満たない (労働局長から最低賃金の減額特許許可を受けている場合については、減額後の最低賃金に満たないとき) 障害者であることを理由に強制的に預金・貯蓄金又は金品の返還をおこなわない など

出典：公益社団法人日本社会福祉士会「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」
厚生労働省・都道府県労働局「使用者による障害者虐待をなくそう」

「不適切な支援」

本マニュアルにおいては、障害者福祉施設・障害福祉サービス事業所におけるサービス提供上何らかの問題があり、改善が必要な行為等を指す場合において、「不適切な支援」として表現しています。

コラム

セルフネグレクト

一人暮らしなどの障害者の中には、病状（うつ状態）などのために生活に関する能力や意欲が低下し、具合が悪くても医者に行かない、食事を食べない、ごみを放置するなど、支援が必要な状態にありながら周りに対して援助を求めず、健康や安全を自ら損なう事例があり、これを「セルフネグレクト(自己放任)」といいます。

相談支援事業者や民生委員が、このような障害者に気づけば、医療や障害福祉サービスを受けるように勧めるのですが、「放っておいて」と強く拒まれる支援困難なケースが増え、深刻な社会問題となってきています。

障害者虐待防止法では「セルフネグレクト」を、障害者虐待としては定義していませんが、障害者の人権・権利利益が客観的に侵害されることには変わりがないといえます。客観的に見て支援が必要な「セルフネグレクト」の状態とは、例えば、①判断能力が低下している場合、②本人の健康状態に影響が出ている場合、③近隣との深刻なトラブルになっている場合があげられますが、支援が必要かどうかを総合的に判断し、障害者虐待防止法に準じた対応をすることが求められます。

また緊急性はみられない場合においても、各関係機関が連携を図り、障害者本人との信頼関係を構築しながら、障害者本人の困りごと感などを切り口に人権が侵害されているという自覚を促していくことが重要です。

（参考）「セルフネグレクト（自己放任）のサイン

- ・自身の生命を脅かすほどの行為・治療の放置（栄養不良、脱水症状等）
- ・危機的、非安全な生活環境（排水・配線設備の不備、冷暖房の不備等）
- ・住環境が極端に不衛生である（尿のにおい、悪臭、害虫等）
- ・不衛生な着衣状況等
- ・不適当な金銭・財産管理が行われている

3

障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲については、次のページのとおりとなりますので、事案対応の際にご参照ください。

なお、18歳未満の障害児に対する養護者虐待は、総則等全般的な規定や養護者の支援については障害者虐待防止法に規定されていますが、通報や通報に対する虐待対応については、児童虐待防止法が適用されます。

また、児童福祉法における法上の規定される児童に関する事業・具体的な内容等は、次のとおりです。

- ・障害児相談支援事業
- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援

なお、障害者に関する虐待防止に関する法律は、障害者虐待防止法のほか、「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」（平成12年5月成立）と、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」（平成13年4月成立）と、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」（平成17年11月成立）があります。

これらの法律の適用関係や、障害者虐待における刑事罰の対象についても注意が必要ですので十分な配慮をおこなってください。（I-9頁【参考1】 I-10頁【参考2】参照）

【参考1】

障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別整理

所在 場所 年齢	在宅 (養護者 ・保護者)	福祉施設					企業	学校 病院 保育所		
		障害者総合支援法		介護保 険法等	児童福祉法					
		障害福 祉サー ビス事 業所 (入所系、 日中系、訪 問系、GH 等含む)	相談支 援事業 所	高齢者 施設等 (入所系、 通所系、訪 問系、居住 系等含む)	障害児 通所支 援事業 所	障害児 入所施 設等 ※3	障害児 相談支 援事業 所			
18歳 未満	児童虐待 防止法 ・被虐待 者支援 (都道府県) ※1	障害者虐 待防止法	障害者虐 待防止法	—	障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な 権限行使 (都道府県 ・市町村)	改正児童 福祉法 ・適切な 権限行使 (都道府県 ・市町村) ※4	障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な 権限行使 (都道府県 ・市町村)		障害者虐 待防止法	
18歳 以上 65歳 未満	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 市町村)	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 市町村)	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 市町村)	— 【特定疾 40歳以上】	(20歳まで) ※2	【20歳まで】	—	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (労働局)	障害者虐 待防止法 ・間接的 の防止措置 (施設長 ・管理者)	
65歳 以上	障害者虐 待防止法 高齢者虐 待防止法 ・被虐待 者支援 (市町村)	市町村)	市町村)	高齢者虐 待防止法 ・適切な権 限行使 (都道府県 市町村)	—	—	—			

※1 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。

なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなる。

※2 放課後等デイサービスのみ

※3 里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設

※4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福
祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。

出典：厚生労働省 社会・擁護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室
「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」

【参考2】

虐待行為と刑法についての関係性

- ① 身体的虐待： 刑法第199条 殺人罪、第204条 傷害罪、第208条 暴行罪、
第220条 逮捕監禁罪
- ② 性的虐待： 刑法第176条 強制わいせつ罪、第177条 強姦罪、
第178条 準強制わいせつ、準強姦罪
- ③ 心理的虐待： 刑法第222条 齧迫罪、第223条 強要罪、
第230条 名誉毀損罪、第231条 侮辱罪
- ④ 放棄・放置： 刑法第218条 保護責任者遺棄罪
- ⑤ 経済的虐待： 刑法第235条 窃盗罪、第246条 詐欺罪、
第249条 恐喝罪、第252条 横領罪

※ただし、刑法第244条、第255条の親族相盜例に注意。

刑事訴訟法第239条第2項では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨が規定されています。

障害者虐待においては、市町村、都道府県が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、警察等への被害の届出、告発の要否を適正、迅速に判断し、必要に応じ、被害者による被害の届出の支援や行政として告発を行うことが求められます。(なお、被害の届出の支援や告発については、二次被害が生じないよう配慮した対応が必要です)。

また、警察との連携については、何かあってから突然に連絡するのではなく、日頃から意見交換の機会を持ち、円滑な協力関係を作ることが必要です。

第2節 障害者虐待のない地域を目指して

1 権利擁護

障害者虐待防止法 目的（第1条）

障害者虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資すること。



障害者の権利に関する条約について（障害者権利条約）

障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約です。

この条約の主な内容としては、(1) 一般原則（障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等）、(2) 一般的義務（合理的配慮の実施を怠ることを含め、障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等）、(3) 障害者の権利実現のための措置（身体の自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及び教育、労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置等を規定。社会権的権利の実現については漸進的に達成することを許容）、(4) 条約の実施のための仕組み（条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置。障害者の権利に関する委員会における各締約国からの報告の検討）、となっています。

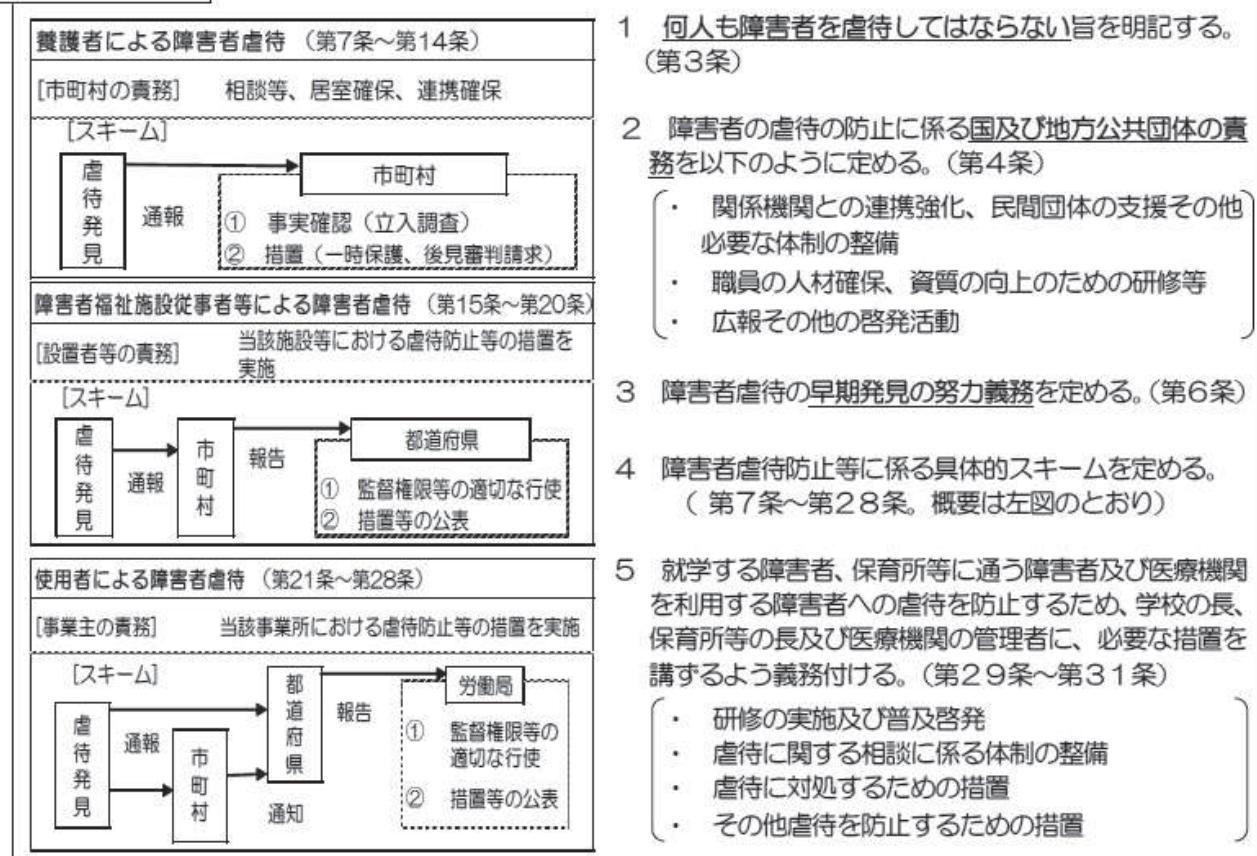
障害者権利条約は、平成18年12月13日に国連総会において採択され、平成20年5月3日に発効しました。我が国は平成19年9月28日に、高村正彦外務大臣（当時）がこの条約に署名し、平成26年1月20日に、批准書を寄託しました。また、同年2月19日に同条約は我が国について効力を発生しました。

障害者差別解消法

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定されました（施行は一部の附則を除き平成28年4月1日）。

引用：外務省ホームページ「日本と国際社会の平和と安定に向けた取組」

虐待防止施策



引用：内閣府ホームページ「障害を理由とする差別の解消の推進」

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設は、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たす。
- 2 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法をそれぞれ適用。

障害者虐待防止法の目的は、第1条に記載のとおり障害者の権利利益の擁護に資することとされています。

また、障害者の権利に関する条約や障害者差別解消法など障害者的人権に関する法令等が定められています。

人権には、さまざまな側面がありますが、そのうち重要なものの一つとして、「個人の尊厳の保持」が挙げられます。障害者総合支援法及び障害者虐待防止法等で規定された「尊厳の保持」とは、心身が不自由になり支援が必要な状態になっても、家庭、施設等で安心して暮らし続けられるという当たり前の願いを実現していくことです。

障害者に判断力の低下がある、あるいは生活を家族や周囲の人々に依存している場合には、自分の人権が侵害されていたら、虐待・不適切な支援を受けていたりしても、助けて欲しい、止め

てほしいという自己主張や適切な自己決定をすることができにくいものです。

権利擁護の基本は、すべての人の自己実現、自己決定を尊重し、その人が主体的に行使できるよう代弁したり、支援したりすることです。

しかし、客観的状況から判断される障害者の安全・安心の確保を優先させる場合もあり、この場合、障害者の自己決定を待つだけでなく、介入権限のある市町村や、委託相談支援事業者が、障害者虐待防止法や成年後見制度といった法制度等の活用によって障害者の権利救済を行い、虐待や権利侵害を防止していかなければなりません。

障害者虐待は、障害者がその人生の最後まで尊厳を持ち、自分らしく生きていくという基本的な権利を深刻に脅かすものであり、どのような理由であれ、あってはならないものです。

特に、障害者福祉施設・事業所は、本来こうした権利を護る存在であるべきところであり、なおさら障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の発生は防がなければなりません。

2 未然防止・早期発見・早期対応

障害者虐待の問題では、虐待を未然に防止することが最も重要な課題です。

そのために、障害者虐待に関して正しい理解をもてるような地域づくりを進め、障害者への支援に関する機関や団体との連携・協力関係を構築する取組みが不可欠となります。

虐待がすでに発生してしまっている場合において、虐待をしている人（虐待者）、虐待を受けている人（被虐待者）に自覚があるとは限りません。虐待者が「指導・しつけ・教育」の名の下に「不適切な支援」を続けていることや、被虐待者が、自身の障害の特性から自分のされていることが虐待だと認識していないこともあります。長期間にわたって虐待を受けた場合などでは、被虐待者が無力感から諦めてしまっていることもありますので、より客観的な判断や情報収集が求められます。

また、障害者福祉施設・障害福祉サービス事業所においては、虐待は突然発生するものではなく、「不適切な支援」や「障害特性の理解不足」の延長線上にあり、施設・事業所の「組織運営」等の背景要因が放置されることにより、障害者虐待の原因となっていたり、いくつかの要因が作用することで助長されることを認識することが必要です。

1) 養護者における障害者虐待

① 障害者虐待の主要な要因

障害者虐待がどのような要因によって発生するか、そのメカニズムを解明することは非常に難しい問題ですが、障害者虐待に適切に対応し、解決策を見出していくためには、その発生要因を明らかにすることが重要です。

障害者虐待の要因については、先進的な取組事例からは虐待発生の要因が指摘されており、これらの要因は、障害者や養護者・家庭の生活状況や虐待のリスクを見極めるための重要な指標となります。

もちろん、多くのリスク要因を有する家庭で直ちに障害者虐待が起こるわけではありませんが、

障害者や養護者の心身の状況や生活状況を適切に見極めながら、支援・見守りを行うことが重要です。

また、これらの主な要因は、それぞれ単独で虐待の発生に繋がることは少なく、複数の要因が複雑に絡み合って虐待へと発展していくもので、要因が重なれば重なるほど、虐待が深刻化しやすく解決も困難になるともいわれています。

虐待のリスク要因の例

被虐待者側の問題	虐待者側の問題	その他の問題
<ul style="list-style-type: none">・加齢や障害による ADL（日常生活自立度）の低下・過去からの虐待者との人間関係の悪さ、悪化・要支援の状態・認知症の発症・悪化・判断力の低下、金銭の管理能力の低下・収入が少ない・借金、浪費癖がある・性格・精神不安定な状態・整理整頓ができない・相談者がいない・他疾病など	<ul style="list-style-type: none">・障害者に対する恨みなど過去からの人間関係の悪さ・障害特性の理解不足・介護負担による心身のストレス・金銭の管理能力がない・ギャンブルなど・収入不安定・無職・借金・浪費癖がある・アルコール依存・性格・相談者がいない・親族からの孤立・精神不安定・潔癖症・他疾病など	<ul style="list-style-type: none">・親族関係の悪さ、孤立・近隣、社会との関係の悪さ孤立・家族の力関係の変化（主要人物の死亡など）・家屋の老朽化、不衛生・人通りの少ない環境・暴力の世代間、家族間連鎖

出典：横須賀市「横須賀市高齢者虐待対応マニュアル（第2版）」準用

② チェックリストの活用

障害者が不当な扱いや虐待を受けていることが疑われる場合のサインの例を次頁に示します。障害者が発するサインはできるだけ早く、かつ、小さなうちに気づくことが、その後の対応のポイントとなってきます。関係者は、障害者のほんの些細な変化でも見逃さずに、しっかりとサインを受け止められるよう、次頁の「障害者虐待発見チェックリスト」等の活用により、日頃より虐待の可能性を察知できるように取り組んでいくことが重要です。

障害者虐待発見チェックリスト

虐待が疑われる場合の『サイン』として、以下のものがあります。複数のものにあてはまる、疑いの度合いはより濃くなっています。これらはあくまで例示ですので、この他にも様々な『サイン』があることを認識しておいてください。

《身体的虐待のサイン》

チェック欄	サイン例
	身体に小さなキズが頻繁にみられる。
	太腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみずばれがみられる。
	回復状態が様々な段階のキズ、あざ等がある。
	頭、顔、頭皮等にキズがある。
	臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。
	急におびえたり、恐ろしがったりする。
	「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。
	キズやあざの説明のつじつまが合わない。
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
	主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまがあわない。

《心理的虐待のサイン》

	かきむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる。
	不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える。
	身体を萎縮させる。
	おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。
	食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒食）がみられる。
	自傷行為がみられる。
	無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。
	体重が不自然に増えたり、減ったりする。

《性的虐待のサイン》

	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
	肛門や性器からの出血やキズがみられる。
	生殖器の痛み、かゆみを訴える。
	急に怯えたり、恐ろしがったりする。
	ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
	睡眠障害がある。
	通常の生活行動に不自然な変化がみられる。

《経済的虐待のサイン》

	年金や財産収入等があることは明白なのにもかかわらず、お金がないと訴える。
	自由に使えるお金がないと訴える。
	経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがらない。
	お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
	資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。
	預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える。

《ネグレクト（支援等日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢）のサイン（自己放任も含む）》

居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている。
部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる。
汚れたままの下着を身につけるようになる。
かなりのじょくそう（褥創）ができてきている。
身体からかなりの異臭がするようになってきている。
適度な食事を準備されていない。
不自然に空腹を訴える場面が増えている。
栄養失調の状態にある。
疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。

《セルフネグレクト（自己放任）のサイン》

戸間でも雨戸が閉まっている。
電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納している。
配食サービス等の食事がとられていない。
薬や届けた物が放置されている。
ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる。
何を聞いても「いいよ、いいよ」と言って遠慮をし、あきらめの態度がみられる。
室内や住居の外にゴミがあふれていったり、異臭がしたり、虫が湧いている状態である。

《養護者の態度にみられるサイン》

障害者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
障害者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。
他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。
障害者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。
障害者に対して過度に乱暴な口のきき方をする。
経済的に余裕があるように見えるのに、障害者に対してお金をかけようとしない。
保健、福祉の担当者と会うのを嫌うようになる。

《地域からのサイン》

自宅から障害者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴・うめき声、物が投げられる音が聞こえる。
庭や家屋の手入れがされていない、又は放置の様相（草が生い茂る、壁のベンキがはげている、ゴミが捨てられている）を示している。
郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターがまわっていない。
気候や天気が悪くても、障害者が長時間外にいる姿がしばしばみられる。
家族と同居している障害者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている。
近所づきあいがなく、訪問しても障害者に会えない、又は嫌がられる。
障害者が道路に座り込んでいたり、徘徊している姿がみられる。

出典：厚生労働省 社会・擁護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室
「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」準用

2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の問題は、単純に職員個人にだけ原因を求めるものではなく、ましてや利用者の状況に帰結されるものではありません。

その問題は、障害者に提供するサービスの質の向上を図る観点から、明確な「障害者虐待」だけでなく、「不適切な支援」や「障害特性の理解」も取り上げて検討する必要があります。また「不適切な支援」の中にも、法令又は利用契約に違反するレベルのものから、法令や利用契約には違反しないものの、より一層の改善が求められるレベルのものがあります。したがって、障害者虐待の「未然防止」として適切な取組みは、「不適切な支援」をより小さな段階からそれを捉えて、「障害特性の理解」を深め、将来の虐待の芽を摘んでいくような取組みが必要です。しかし、それを具体的に行っていくには、人材育成や業務体制などの組織的な要因が背景にあることが考えられ、その要因の有無や程度を分析し、その解消をはかり、適切なサービスを提供できる組織の環境を整えることが必要です。

一方、施設・事業所における支援の際に起きた事故に関する報告は、県及び市町村に報告されることになっています。障害福祉サービスに関する苦情は、苦情処理に関する業務が定められている県社会福祉協議会・運営適正化委員会のみならず、県、市町村においても対応することとなっています。

これらの事故や苦情に関する情報の中には、虐待には至っていないが「不適切な支援」、「不適切な支援環境」に関する情報も含まれており、市町村においては、深刻な状況ではなくとも、虐待の未然防止や「不適切な支援」の早期の改善という観点から、積極的に対応をはかることが求められます。

また、障害者虐待防止法では、障害者福祉施設・事業所の責務として、従事者に対する研修の実施等による虐待の防止の取り組みを求めています（第15条）。

3) 使用者による障害者虐待

障害者虐待防止法の特徴は、他の高齢者や児童には無い、使用者による障害者虐待が取り入れられている点です。（第2条、第21～28条）。

障害者虐待防止法に規定されている「使用者」とは、障害者を雇用する事業主、事業の経営担当者及びその事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者と定義され（第2条5項）、この場合の事業主には、派遣労働者による役務の提供を受ける事業主など政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体は含まれません。

また、使用者による障害者虐待については、年齢に関わらず（18歳未満や65歳以上でも）障害者虐待防止法が適用されます。

使用者による障害者虐待では、使用者の責務はもちろんの事、障害者と一緒に働く労働者や企業等においての研修の実施も定められています。なぜなら、障害特性に応じた配慮が分からず、それが職場でのトラブルにつながっているケースもあり、障害のある人への接し方が分からない等から虐待につながるケースも想定されるためです。その為、事業所自らの研修実施や各種研修会への職員の参加等を行うことが必要です。

使用者による障害者虐待防止には、事業主を始めとした事業所全体で取り組むことが重要です（なお、前述のとおり、使用者による虐待には他の労働者による虐待行為の放置も含まれます）。このため、上司と部下の間や同僚同士で率直に意見の言えるような職場環境の構築が、障害者の働きやすい環境を整えると共に虐待を未然に防ぐ事に繋がります。

障害者の範囲には、難病の障害者も対象の範囲となる為、今まで働いていた労働者が難病や障害の認定をうけた際も適切な対応を取る必要があります。

4) 通報義務の周知

障害者虐待防止法では、障害者の福祉に業務上関係のある団体や職員などは、障害者虐待の早期発見に努めなければならないとされています（第6条）。また、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに通報しなければならないとされています（第7条第1項）。なお、18歳未満の障害者に対する養護者虐待に関する通報は、障害者虐待防止法ではなく、児童虐待防止法の規定が適用されます。

市町村においては、地域住民や関係機関に対する障害者虐待の理解や普及啓発と併せて、通報義務の周知を図り、問題の早期発見につなげることが重要です。

そのためには、行政の広報誌や啓発ポスター、パンフレットなどにより広く地域住民への周知を図るとともに、障害者本人や養護者・家族にもこれらの情報が伝わるようにすることが必要です。当事者が虐待について理解することや、障害者本人が虐待被害を訴えることができるよう支援することも大切です。

コラム

窓口の明確化

障害者虐待の対応窓口については、明確にするとともに、様々な経路からの情報が集約されるような体制を整えておく必要があります。

特に通報等を受け付ける可能性がある部署間で連携と情報共有をはかり、通報等に対して「担当部署ではない」という理由で受け付けない・たらい回しにする、といったことがないようにするとともに、また、最終的に情報を共有・集約する手続き・部署を定め、責任をもってその後の対応を引き継ぐようにします。

窓口の周知

窓口の周知は、さまざまな方法で市町村が行います。

■文書による通知…障害者福祉施設・事業所およびその従事者に対しては、文書等で通知することができます。医療機関その他の機関に対しても同様です。

■ポスター・チラシ等の配布…障害者虐待の問題への啓発という目的も含めて、わかりやすいポスターやチラシを用いて通報等の窓口を周知することができます。

■ウェブサイト・広報誌等による周知…市町村のウェブサイトや広報紙等で一般市民を含めて周知することもできます。

■研修会などでの周知…障害者虐待の防止、身体拘束の廃止に関するもののほか、サービスの質に関わる研修会、連絡会等の場で周知を行うことができます。

*いずれの場合でも障害者虐待に関する通報等の受付等を行う対応窓口であることを明示するようにします。

*特に障害者福祉施設・事業所に対して周知を行う際には、施設長や管理者だけでなく、施設・事業所をとおして従事者や関係者全体に周知されるように促します。

*間接的に情報が寄せられる部署・機関へも窓口の周知をします。

3

対応の視点

1) 基本的な視点

① 発生予防から虐待を受けた障害者の生活の安定までの継続的な支援

障害者虐待防止と対応の目的は、障害者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援することです。

障害者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた障害者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、障害者の権利擁護を理念とする切れ目ない支援体制が必要です。

② 障害者自身の意思の尊重

障害者虐待は人間関係上で発生するが多く、「被害者一加害者」という構図に基づく対応ではなく、障害者自身の意思を尊重した対応を行うことが必要です。

③ 障害者本人とともに養護者を支援する

在宅で養護者による虐待が起きる場合には、虐待している養護者を加害者として捉えてしまいがちですが、養護者自身が何らかの手助けを必要としている場合も少なくありません。また、(養護者や家族の生活歴)、他の家族等の状況や経済状況、医療的課題、近隣との関係など様々な問題が虐待の背景にあることを理解しておく必要があります。

障害者虐待の問題を障害者や養護者のみの問題として捉えるのではなく、家庭全体の状況からその家庭が抱えている問題を理解し、障害者や養護者・家族に対する支援を行うことが必要です。

④ 発生要因の分析と組織における問題

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の発生は、組織体制の問題、運営姿勢の問題、職員間の連携の問題、負担の大きさの問題、ストレスの問題、障害特性理解が不十分である問題、アセスメントと個別支援スキルの問題等、これらの要因が放置されることでその温床になったり、いくつかの要因が作用することで虐待の発生が助長されたりすることもあります。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の問題を利用者や職員個人の問題として捉えるのではなく、組織における問題として捉えることが必要です。

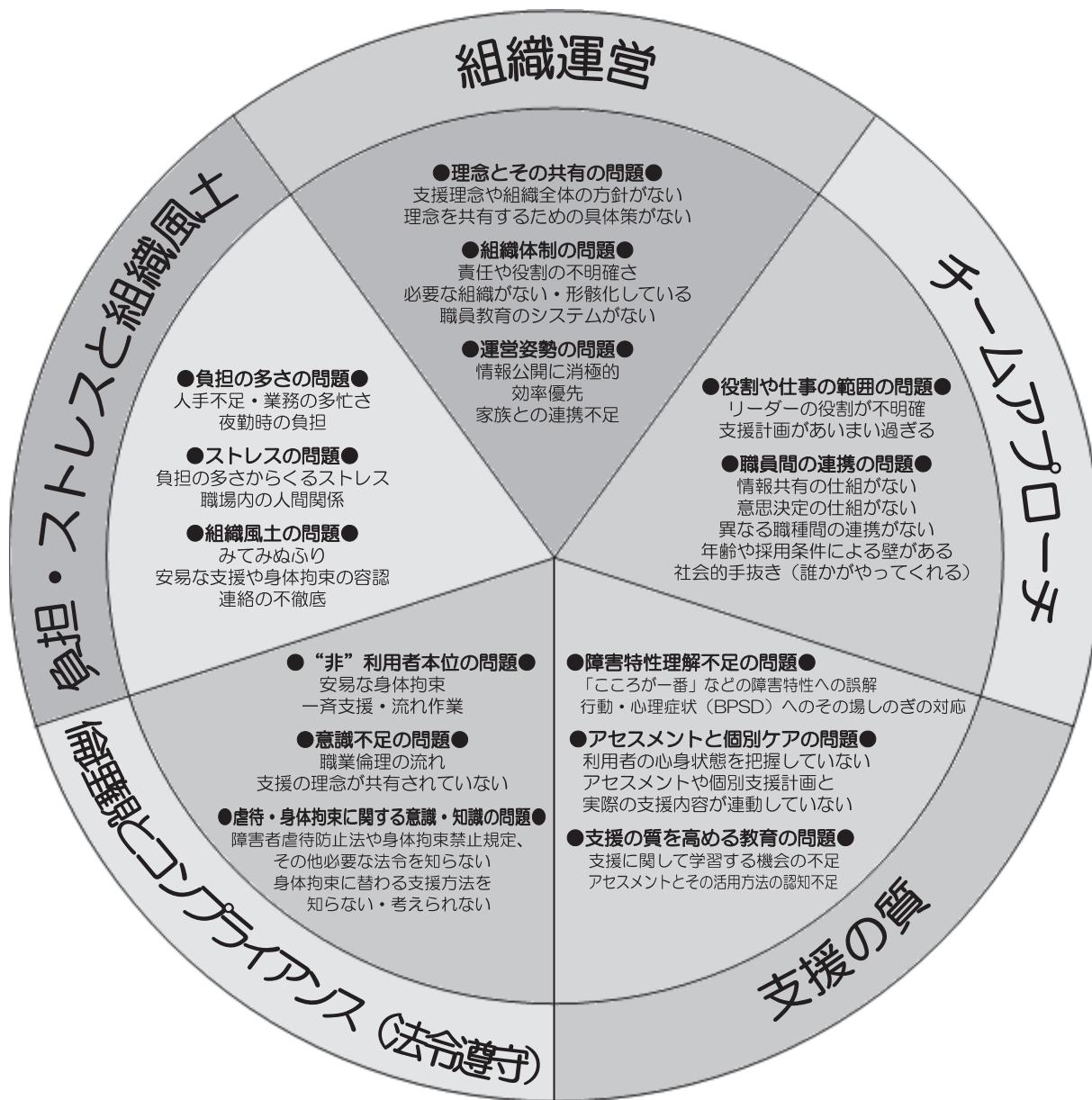
使用者もまた同じで、使用者のみでなく企業や組織における問題として捉える事が必要です。

⑤ 関係機関の連携・協力によるチーム対応

障害者虐待の発生には、家庭内では、長年の人間関係や介護疲れ、金銭的要因など、施設や企業等では組織体制や職場内のストレス等、様々な要因が影響しており、支援にあたっては様々な制度や知識、障害者虐待の背景となる要因の分析が必要となります。

そのため、発生予防から通報等による事実確認、障害者の生活の安定に向けた支援にいたる各段階において、複数の関係者が連携を取りながら障害者や養護者の生活の支援及びより良いサービスが継続して提供される支援体制を構築し、チームとして虐待事案に対応することが必要です。

◆障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の背景要因



出典：認知症介護研究・研修仙台センター「介護現場のための高齢者虐待防止教育システム」準用

2) 留意事項

① 虐待に対する「自覚」は問わない

障害者本人や養護者、障害者福祉施設従事者、使用者等の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に障害者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応する必要があります。

② 障害者の安全確保を最優先する

障害者虐待に関する通報の中には、障害者の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが予想されます。

③ 常に迅速な対応を意識する

障害者虐待の問題は、発生から時間が経過するにしたがって虐待が深刻化することが予想されるため、通報や届出がなされた場合には迅速な対応が必要です。また、虐待は夜間や休日も発生するものであるため、地域で夜間や休日においても相談や通報、届出や緊急の保護に対応できるようにするとともに、休日・夜間対応窓口についても関係者や住民に周知する必要があります。

④ 必ず組織的に対応する

障害者虐待の事例に対しては、担当者一人の判断で行うこと避け、組織的な対応を行うことが必要です。

相談や通報、届出を受けた職員は、障害者虐待担当の管理職やそれに準ずる者などに報告し、相談等の内容、状況から緊急性を判断するとともに、障害者の安全や事実確認の方法、援助の方向などについて組織的に判断していく必要があります。さらに、障害者の安全や事実確認のための調査では、担当者一人への過度な負担を避け、また客観性を確保するなどの視点から、複数の職員で対応することを原則とします。

⑤ 関係機関と連携して援助する

複合的な問題を抱える事例に対しては、問題への対応機能を有した機関との連携が不可欠です。各機関の代表者等による会議とともに、個別の事例に対応するための担当者レベルでのケース会議が必要となります。ケース会議では、事例に対する援助方針やキーパーソン、各機関の役割分担を明確にし、連絡体制等を定めて援助内容を決定するとともに、定期的なモニタリングによる援助内容の評価や再調整を行います。

⑥ 適切に権限を行使する

障害者虐待防止法では、虐待によって生命または身体に重大な危険が生じている恐れがあると認められる障害者を一時的に保護するため、市町村が適切に措置（第9条）を講じたり成年後見開始の審判を求めたりする必要があります。

障害者の安全を最優先に考え、必要がある場合には、適切に行政権限を行使することが必要です。



- 障害者虐待対応においては、障害者のおかれている現在の状況に加え「生活全体」や「人生全体」を意識して支える視点が重要です。
- 障害者への支援と養護者への対応は、それぞれ別の対応チームによってなされることが必要である場合が多く、多角的な視点からの判断が重要です。
- 寄せられた事例が障害者虐待に該当するか否かを判断することは、養護者を罰することを目的とするものではありません。
長期的な視点に立ち、虐待が解消した後、障害者が主体的に生きられるような生活や人間関係の再構築をめざした支援を目的として行います。
- 障害者本人の意思を尊重し、障害者本人の権利擁護を推進します。

4 ネットワークの構築

市町村は、障害者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障害者や養護者への適切な支援を行うために第32条第2項第2号に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講じなければなりません。また市町村は、措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に、障害者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずる必要があります。（第14条）

また障害者福祉施設従事者等による障害者虐待予防の観点や、各事業者が作成する個別支援計画書にいたる各段階において、関係機関・団体等と連携協力し、福祉施設の各部署の責任者やサービス管理責任者、障害者虐待防止法上の「障害者虐待防止リーダー」等とのネットワークを構築し、事例に応じて市町村が主体となり対応策を検討し、支援を行うことになります。

1) 虐待の予防・早期発見・見守りにつながるネットワーク（民生委員、地域住民、社会福祉協議会、委託相談支援事業者、家族会、NPO・ボランティア団体等）

住民が中心となって虐待の防止、早期発見、見守り機能を担うもので、具体的には、民生委員や地域住民、委託相談支援事業者等が中心となり、障害者との普段のかかわりや、住民の生活に密着した位置から相談を受けたりする中で、生活の変化に気づき、その情報を市町村や委託相談支援事業者へ伝えるような働きかけをします。

また、地域社会から孤立しがちな障害者や家族に対して、民生委員や近隣住民が関心を持ちながら見守りを続けます。

2) サービス事業所等による虐待発生時の対応（介入）ネットワーク

障害福祉サービス事業者や相談支援事業者など虐待が発生した場合に素早く具体的な支援を行っていくためのネットワークです。

3) 専門機関による介入支援ネットワーク（行政機関、法律関係者、医療機関等）

保健医療福祉分野の通常の相談を超えた専門的な対応が必要とされる場合に協力を得るためのネットワーク（警察、消防、保健所、精神保健福祉センター、精神科等を含む医療機関、弁護士、家庭裁判所、消費生活センター等）です。

4) 各圏域自立支援協議会（委託相談支援事業者等）

和歌山県には現在8つの障害福祉圏域があり、各圏域には市町村担当者や委託相談支援事業者等から構成される自立支援協議会があります。これらは現に発生している障害者虐待事例にどのように対応するかをチームとして検討し、具体的な支援を行っていくためのネットワークです。

また、日常的に障害者や養護者・家族等に接する機会が多いため、虐待の疑いや危険性が疑われる場合の早期発見機能としても有効です。

こういったネットワークを構築・活用し、それぞれの関係機関が連携して対応することによって障害者虐待を未然に防止したり、問題が深刻化する前に障害者や養護者・家族に対する適切な支援を行うことが可能になると考えられます。

しかしながら市町村において、障害者虐待に関するネットワークを構築していても、虐待対応の体制とネットワークと連携していない場合などは、あまり機能していない、もしくは機動性に欠ける場合を考えられます。

虐待対応支援においては、①コアメンバー会議 ②個別ケース会議 などもネットワークであることを再認識することが必要です。

さらに、市町村障害者虐待防止センターの果たす役割が重要であり、管理職はネットワークが機能しているのか、常にチェックするとともに、未然防止のための啓発活動に力をいれることが重要です。特に管理職には以下の「コーディネート機能」を発揮することが求められています。

- ① 市町村担当部局内ネットワークの形成
- ② 他機関ネットワークの形成
- ③ 訴訟リスクなどに備えたリスクマネジメント
- ④ 事件性のある事例の場合「マスコミ対応」と「説明責任」
- ⑤ 組織管理者として「組織判断」



市町村が整備すべきは要件・内容を明確にした会議の種類・内容をきちんと要綱又は要領で明確にするとともにそれに併せて機動的なネットワークを構築整備することです。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待については、原則として市町村が主体的に対応・報告することとなります。障害者福祉施設・障害福祉サービス事業所が調査に協力しない場合等は、早期に県へ報告し、県との共同調査を行うことも検討する必要があるなど、県への報告、連携が必要となります。

また、県社会福祉協議会による運営適正化委員会などでは、障害者福祉施設・障害福祉サービス事業所における障害福祉サービス等に関する苦情・相談等を受け付けており、障害者虐待に該当する疑いの相談がある場合もあります。

さらに、虐待の事実の確認については、弁護士、医療関係者等専門家の助言が必要となることが考えられます。

そのため、通報を受けた場合、迅速に対応できるようこれらの関係機関との連携協力体制を整備しておくことが必要となります。

5 障害者に関する理解について

1) 正確な情報収集と迅速かつ客観的な判断

障害者虐待の有無や程度を評価し、対応の在り方について適切な判断を行うためには、正確な情報収集や障害特性の理解が不可欠です。

相談や通報をしてくる人は必ずしも問題をきちんと整理できているわけではありません。その時に、誰がどのようにその相談を受けるかによって、その後の展開は大きく変わってきます。まずは相談や通報をしてきた人の話を丁寧に聞き取るとともに、表面的な訴えだけに捉われず、正確かつ客観的な情報を収集する必要があります。

情報収集の際には、できる限り虐待の事実を裏付けるような情報を収集することも必要です。(例: 身体的虐待の場合には、傷ややけどの写真、医師の診断書の有無や個人的な日記など)。

また、相談や通報をしてきた人の意向を確認するとともに、通報として具体的に虐待対応していくべき事案か否かの客観的判断(アセスメント)をすることが重要です。

① 個別事例の背景にある問題を浮かび上がらせる

虐待は、様々な要因が絡み合って起きています。単に虐待そのものの解決に目を向けるのではなく、その要因は何であるかを一つ一つ解きほぐし、それに対して必要な支援に結び付けていくような取組みが必要となります。

また、こうした個別事例を積み重ねていく中で、虐待発生の要因分析と課題の抽出を行い、虐待を防止していくための関係者への研修や啓発、さらには障害者が安心して生活を送るための地域づくり等の施策に反映させていくことが必要です。

② 本人からの聞き取りはできる限り早い段階で行なう

虐待を受けた障害者本人からの聞き取りは、記憶が薄れないうちに、できるだけ早い段階で

行うことが望まれます。ただし、強引に話をさせたり、誘導するような聞き取り方は避ける必要があります。日常の生活などの雑談を交えるなどの工夫をして、本人の緊張を和らげ、話しやすい面接の場面づくりをしていくことが重要です。また、そうした雑談の中に重要な内容を知る手がかりになることもあります。

そしてまた、本人の了承を得た上で、その聞き取りの状況を録音したり、録画したりする等、記録を正確に残すようにしておくことも重要です。こうした証拠が、虐待の事実認定に大きく役割を果たすことがあります。

③ 信頼と安心の関係づくり

障害者が安心して話せるような場所で、場合によっては何日かに分けて聞くことも必要かもしれません。また、安心して話せる環境づくりをし、障害者本人が信頼している支援者などに同席してもらうことも場合によっては大切です。そうしたことを通じて、支援者及び障害者本人の信頼関係を築いていくことが重要です。

④ 本人の意思の確認と尊重

障害者に対する虐待においては、暴力を受けたり無視され続けたりすることにより、障害者が本来の生きる力と自信を失い無気力状態となっている心理状態を理解し、本来持っている力を引き出す関わりを行い、本人の自己決定を支援します。

対応方針の検討・選択に当たっては、障害者本人の意思を確認してそれを最大限に尊重できるようにすることが重要です。その際、本人の意思を表面的に捉えるだけではなく、本人との信頼関係を構築していく中でその真意を確認していくことも重要です。

⑤ 言葉の背景、本人も気が付かない気持ちに目をむける

虐待を受けたり、権利侵害を受けた障害者は、必ずしもきちんと自らが受けた被害を訴えてくるわけではありません。被害を自分で認知できなかったり、認知していたとしてもあきらめてしまっていたりすることも少なくありません。「相手（虐待者）にお世話になっていることもある。」、「話を聞いてもらえただけでいいです。」などという言動の背後にある、複雑な思いや障害者本人も気づかない心理に目を向けることも大切です。

また、言葉で上手く伝えられない障害者に対しては、障害者本人の様子と障害者本人の日常の状況をよく知っている人や関係者からの情報とを重ね合わせながら、事実確認をしていくことが重要となります。

⑥ コミュニケーションツールなどの配慮

障害者本人の支援に当たっては、手話通訳・要約筆記者や代弁者、あるいはバリアフリーに配慮した施設等、本人の障害の特性に応じた対処をしていくよう、事前に準備していくことも必要です。そのためには、本人あるいは関係者から、障害の状態や本人の要望を確認しておくことが必要です。

⑦ 普段からの定期的な研修を通して人権に関する意識の向上を図る

障害者虐待の対策としては、虐待を未然に防ぎ、また、起きてしまった虐待については早期に発見し、迅速に適切に対応して再発を防止していくことが重要です。そのためには、平素から虐待に係る法制度や事例検討など知識や技術を身につけるための定期的な研修会を開催することにより、職員の人権に関する意識と資質の向上を図っていくことが重要です。

また、それとともに、地域の関係機関とも平素からネットワークを構築しておくことも重要です。

参考：千葉県健康福祉部「千葉県障害者虐待対応マニュアル」（平成25年1月一部改訂）

●サービスに係る自立支援給付等の体系

■障害者総合支援法のサービス

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の支援等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に支援を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の支援、外出時における移動支援などを総合的に行います
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	重度障害者等包括支援	支援の必要性がとても高い人に、居宅支援等複数のサービスを包括的に行います
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の支援等を行います
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います
	生活介護	常に支援を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の支援等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の支援等を行います
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の支援等を行います
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援 (A型二雇用型 B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
地域生活支援業	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です
	福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います
相談支援事業	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

6

成年後見制度の活用

虐待を受けている障害者の権利を擁護する方法として、成年後見制度の活用も含めた検討を行う必要があります。

障害者虐待防止法でも、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2又は知的障害者福祉法第28条の規定により、適切に市町村長による成年後見制度の利用開始の審判請求（以下「市町村申立」といいます）を行うことが定められています（第9条3項）。

成年後見制度は、判断能力の不十分な者を保護し支援するために有効ですが、制度の利用は十分とは言えませんでした。こうした点を踏まえ、障害者虐待防止法には、国や地方公共団体が成年後見制度の周知や制度利用にあたっての経済的負担の軽減措置を図ることも規定されています（第44条）。

また、平成24年4月施行の障害者自立支援法の一部改正により、市町村における成年後見制度利用支援事業が必須事業化されました。

市町村窓口又は基幹相談支援センターは、成年後見制度や成年後見制度利用支援事業の周知を行い、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、積極的に成年後見制度につなげることが必要です。

なお、法定後見の申立は、原則、本人・配偶者・4親等内の親族等が行いますが、市町村申立の場合には、基本的に、2親等内の親族の有無を確認すれば足りる取扱いとしています。

また、都道府県社会福祉協議会では、日常生活に不安を感じていたり判断能力が不十分な人が地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業も実施されています。

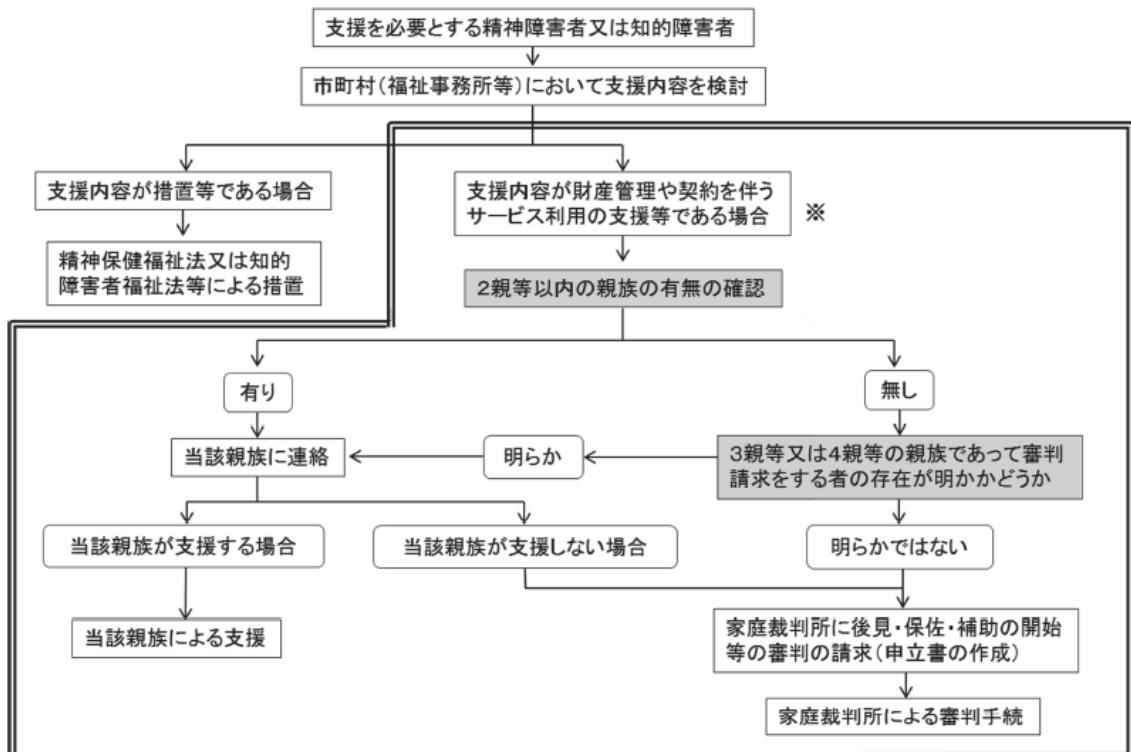
これらの制度の活用も念頭に置いた支援策の検討が必要です。

市町村長申立について

市町村長による申立を行うにあたっては、市町村は、基本的には2親等内の親族の意思を確認すれば足りる取扱いになっています（ただし、2親等以内の親族がない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって申立をするものの存在が明らかである場合には、市町村長による申立は行われないことが基本となります）。

なお、虐待等の場合で2親等内の親族が申立に反対する場合も考えられます。そのような場合には、2親等内の親族がいたとしても、本人の保護を図るために、市町村長申立が必要となる場合があります。

市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示(精神障害者・知的障害者)



※日常生活自立支援事業の活用も考えられる。

「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」（平成17年7月29日 障障発第0729001号・障精発第0729001号・老計発第0729001号改正）

【参考】

○ 成年後見制度

成年後見制度は、判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等）を保護するための制度です。平成12年4月から、高齢社会への対応及び知的障害者・精神障害者等の福祉の充実の観点から、自己決定の尊重、ノーマライゼーション等の新しい理念と従来の本人の保護の理念との調和を旨として、新たな制度に改正されました。

○ 法定後見制度

家庭裁判所が成年後見人等を選任する制度です。判断能力の程度に応じて補助、保佐、後見があり、その対象は次のようになっています。

「補助」：精神上の障害（認知症・知的障害・精神障害など）により判断能力が不十分な人

「保佐」：精神上の障害により判断能力が著しく不十分な人

「後見」：精神上の障害により常に判断能力を欠く状態にある人

これらの類型に応じてそれぞれ保護する人を補助人、保佐人、後見人とし、利用者の申立により家庭裁判所が選任するものです。成年後見人等は、親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士

などから選任されます。

具体的に本人を保護する方法としては、法的な権限として①同意権・取消権（後見人の同意なしに行った本人の法律行為を取消（無効）にする権限）と②代理権（後見人等が本人に代わって法律行為を行う権限）が後見人等に与えられています。

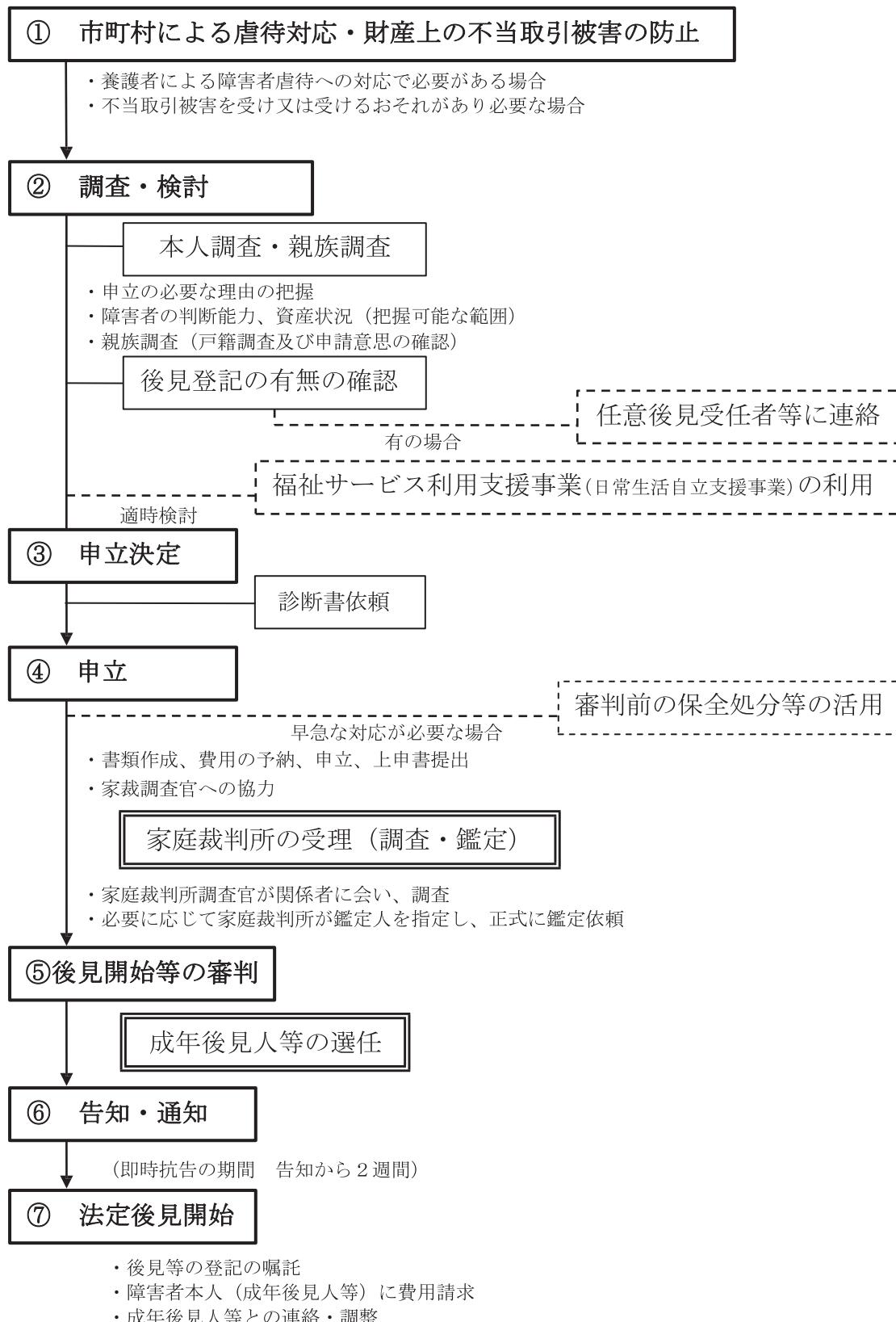
○ 任意後見制度

あらかじめ任意後見人を選任し、障害者などの判断能力が不十分になった場合に、あらかじめ締結した契約（任意後見契約）にしたがって保護するものです。

任意後見契約では、代理人である任意後見人となるべき者や、その権限の内容が定められます。

※ 虐待に関する事案では、任意後見制度を利用する場合は、少ないとと思われます。

< 市町村長申立フローチャート >



参考：石川県健康福祉部「家庭内における高齢者虐待防止マニュアル」（平成17年3月）

第3節 障害者虐待対応の体制整備

1 市町村の役割

障害者虐待防止法では、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援について、市町村が第一義的に責任を持つ役割を担うことが規定されています。

そのため、障害者虐待への対応を適切に行うためには、市町村で虐待対応に携わる職員の専門性の向上を図ることが極めて重要です。

市町村の役割として規定されている項目は、以下のとおりです。

障害者虐待防止法に規定する市町村の役割

■養護者による障害者虐待について

- ① 通報又は届出を受けた場合の速やかな障害者の安全確認、通報等に係る事実確認、障害者虐待対応協力者との対応に関する協議（第9条第1項）
- ② 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による措置及びそのための居室の確保（第9条第2項、第10条）
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は知的障害者福祉法に規定する成年後見制度の利用開始に関する審判の請求（第9条第3項）
- ④ 立入調査の実施、立入調査の際の警察署長に対する援助要請（第11条、第12条）
- ⑤ 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に規定する措置が採られた障害者に対する養護者の面会の制限（第13条）
- ⑥ 養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置並びに障害者が短期間養護を受ける居室の確保（第14条第1項・第2項）
- ⑦ 関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備（第35条）

■障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について

- ① 通報又は届出を受けた場合の都道府県への報告（第17条→省令で定める）
- ② 障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等の適正な運営の確保に向けた社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使（第19条）

■使用者による障害者虐待について

通報又は届出を受けた場合の都道府県への通知（第23条）

■その他（財産上の被害防止等について）

- ① 養護者、親族又は障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の第三者による財産上の不当

取引の被害に関する相談の受付、関係部局・機関の紹介（第43条第1項）

- ② 財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者に係る成年後見制度の利用開始に関する審判の請求（第43条第2項）

市町村は、障害者虐待の通報・届出を受理します。通報や届出に基づき、虐待を受けている障害者（以下障害者という）の安全確認及び事実確認のための調査を実施するとともに障害者虐待対応協力者と対応について協議します。

市町村の重要な役割は立入調査（第11条）です。「養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれ」が認められる場合に、市町村が強制力をもって行使する権限のひとつであり、立入調査が可能なのは市町村の職員が行い、市町村障害者虐待防止センターの職員だけでは実施できません。

調査時には市町村長が交付した身分証明書を携行し、必要な場合は、所轄の警察に援助を要請（第12条）します。

また、障害者が危険を伴う状態にある場合や、必要な障害福祉サービスが利用できない状況にある場合は、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法（身体障害者及び知的障害者以外の障害者である場合は、身体障害者又は知的障害者とみなして、適用する）に基づいて措置を行うとともに、成年後見制度の利用が必要な場合であって、虐待等のため家族による申立が期待できないときは、市町村長が申し立てを行います。

さらに、相談支援事業者と連携し、当該市町村における障害者虐待に関する相談体制の整備やケース援助のためのネットワークづくりを主導することが市町村の重要な役割となります。

障害者虐待の早期発見や防止に向けて、住民や関係機関に対する啓発等を行うことも大切です。

この他、市町村では、障害者福祉所管部局又は当該市町村が設置する施設において、市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにすることとされています。（第32条第1項）

POINT

■市町村が適切な権限行使をせず障害者虐待の対応を放置した結果、障害者の生命や身体、財産に損害が生じた場合、市町村は国家賠償法第1条第1項に基づき損害賠償の責任を負う可能性があります。

国賠法第1条

国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任する。

■委託相談支援事業所又は基幹相談支援センター（障害者虐待対応協力者）

市町村は、市町村障害者虐待対応協力者（基幹相談支援センター）のうち適当と認められるものに、市町村障害者虐待防止センターの業務の全部又は一部を委託することができます。

（第33条第1項）

■立入調査ができるのは、市町村の職員のみ。（委託相談事業者は原則不可）

■児童虐待については、平成19年1月の「児童相談所運営指針等の改訂について」において、「安全確認を行う時間ルールを自治体ごとに設定するが、48時間以内が望ましい」旨が明記され、和歌山県子どもを虐待から守る条例において、「通報から48時間以内に行う」として定めています。

障害者虐待においても、生命にかかわる危険な状態である可能性をふまえると、48時間を目安とするなど早急な対応が望まれます。

【参考例】 身分証明書（表）

		証 票
第 号		年 月 日 交付
所 属		
氏 名		
上記の者は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第11条の規定による、立入調査を行う職員であることを証明する。		
市町村長名		
市町村 長印		

（裏）

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
(通報等を受けた場合の措置)

第9条 市町村は、第7条第1項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第35条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「障害者虐待対応協力者」という。）との対応について協議を行うものとする。

2 市町村は、第7条第1項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者総合支援法第五条第六項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置を講じるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）及び知的障害者福祉法にいう知的障害者（以下「知的障害者」という。）以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第18条第1項又は若しくは第2項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定を適用する。

3 市町村長は、第7条第1項の規定による通報又は第1項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2又は知的障害者福祉法第28条の規定により審判の請求をするものとする。

（立入調査）

第十一条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（日本工業規格A列7番）

1) 市町村と市町村障害者虐待防止センターの関係（養護者による障害者虐待において）

障害者虐待防止法では、市町村が、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する支援について、主体的な役割を担うことが規定されています。

また、市町村は、養護者による障害者虐待については、障害者虐待対応協力者のうち適當と認められるものに以下の事務の一部又は全部を委託することができます。

委託可能な事務内容

その具体的な業務は次のとおりです。

- ① 養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理（第32条第2項第1号）
- ② 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言（第32条第2項第2号）
- ③ 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発（第32条第2項第3号）

一方、市町村障害者虐待防止センターは、障害者虐待防止法において、障害者を虐待している養護者（以下養護者という）による障害者虐待の相談、助言、指導を行い、届出や通報受理の窓口となります。

また、市町村と連携し、障害者虐待対応関係機関によるネットワークを設置し、ケース会議により支援策を検討するなど、障害者虐待対応の中核を担うとともに、相談支援専門員や障害福祉サービス事業所等から、虐待への対応等について相談があった場合は、助言や支援を行うこととされており、実際に業務を行うにあたっては、より地域に密着した立場である市町村虐待防止センターが対応の中心になることが考えられます。

こうした場合には、ともすれば、委託した業務について市町村障害者虐待防止センターに「任せきり」の状態になることが懸念されます。

市町村障害者虐待防止センター自身の規模（職員数）や、市町村権限の発動との連携等を考えると、市町村障害者虐待防止センターにおける対応には自ずと限界が生じます。市町村は、直営型であれ委託型であれ、市町村障害者虐待防止センターの責任主体として位置づけられており、その運営について全般的に責任を負います。

障害者虐待防止法の規定に基づいて市町村が市町村障害者虐待防止センターに事務を委託できるのは、

市町村は、市町村障害者虐待対応協力者（基幹相談支援センターなど）のうち適當と認められるものに、市町村障害者虐待防止センターの業務の全部又は一部を委託することができます（第33条第1項）。

この場合、通報等の受理について市町村障害者虐待対応協力者に委託するときには、通報等があった場合に、速やかに障害者の安全確認その他事実の確認、具体的な対応についての協議ができるよう、市町村の担当部局との常時の連絡体制を確保することが必要です。

市町村は、市町村障害者虐待防止センター、市町村障害者虐待対応協力者の名称を明示することなどにより、これらを住民や関係機関に周知しなければなりません（第40条）。市町村障害者虐待防止センターが、障害者虐待の通報窓口であることや市町村の担当部局名・機関名、その電話番号等についても周知しなければなりません。また、休日・夜間対応窓口についてもあわせて周知することが必要です。

特に委託型の場合、直営型に比して行政との密な連携が取りにくい状況があり、市町村は、委託した業務について市町村障害者虐待防止センターなどに「任せきり」の状態にするのではなく、あくまで業務の責任主体は市町村自身であることを常に意識し、その業務への関与を継続することが基本となります。



市町村障害者虐待防止センター（第32条）について、市区町村の担当部局が直接担当している市区町村は全体の9割強、委託を行っている市区町村は約2割。

（平成25年「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書より）

障害者の虐待や養護者の支援に関する相談、通報、お問い合わせは下記まで

【日中（○時～○時）】

○○市役所 □□課 △△係 TEL ○○-○○○○○ FAX ○○-○○○○○
○○市障害者虐待防止センター TEL △△-△△△△△ FAX ○○-○○○○○
○○地域基幹相談支援センター TEL ××-××××× FAX ○○-○○○○○

【休日夜間（○時～○時）】

○○地域基幹相談支援センター（携帯）TEL ×××-×××-×××

携帯メールアドレス aaaaa@bbbb.ne.jp

2) 障害者虐待以外の通報・届出への対応等

障害者虐待防止法では、養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待に通報義務が定められていますが、第3条に定める「何人も障害者を虐待してはならない」の主旨に立ち返れば、それ以外の者から行われた障害者に対する虐待を発見した人から、任意の虐待通報が行われる場合を考えられます。例えば、学校、保育所等、医療機関を利用する障害者が虐待にあった場合や養護者以外の第三者が障害者に対して虐待を行った場合、公共交通機関等で移動中の障害者に対して虐待が行われている現場を目撲したという通報等が想定されます。

そのような場合、通報義務のある障害者虐待に該当しないことを理由に受け付かないという対応は当然するべきではなく、通報・届出の内容を聞き取り、学校、保育所等、医療機関、公共交通機関等で起きた虐待事案に対応すべき機関に連絡し、確実に引き継ぐことや、必要に応じて市町村が対応することが求められます。このような通報に備えて、市町村では、それらを所管する市町村、都道府県、警察の担当部署等を事前に確認し、実際に通報があった場合の対応や連絡、引き継ぎ方法を確立しておく必要があります。（第6章 3窓口等 VI-3-1頁～参照）

また、障害者虐待の要因には様々なものがあるため、他の窓口や関係機関等に相談が入る可能性もあります。他の窓口や関係機関等に相談や通報・届出が入った場合にも、速やかに担当窓口に連絡が入るように、行政機関内及び関係機関の相談等窓口間で連携体制を整備しておくことも必要です。

この他、市町村や委託を受けた市町村障害者虐待対応協力者は、専門的知識や経験を有し、かつ事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならないとされています（第34条）。

2

県の役割

都道府県の役割は、以下のように規定されています。

■障害者虐待防止法に規定する都道府県の役割

- 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について
 - ① 障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等の適正な運営の確保に向けた社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使（第19条）
 - ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況やその際にとった措置等の公表（第20条）
- 使用者による障害者虐待について
使用者による障害者虐待に係る事項の労働局への報告（第24条）

1) 都道府県障害者権利擁護センターの機能と周知

都道府県は、障害者福祉所管部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにすることとされています。（第36条第1項）

都道府県障害者権利擁護センターの具体的な業務

- ① 使用者虐待に関する通報又は届出の受理（第36条第2項第1号）
- ② 市町村が行う措置に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供、助言その他の援助（第36条第2項第2号）
- ③ 障害者及び養護者支援に関する相談、相談機関の紹介（第36条第2項第3号）
- ④ 障害者及び養護者支援のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整等（第36条第2項第4号）
- ⑤ 障害者虐待の防止及び養護者支援に関する情報の収集分析、提供（第36条第2項第5号）
- ⑥ 障害者虐待の防止及び養護者支援に関する広報・啓発（第36条第2項第6号）
- ⑦ その他障害者虐待の防止等のために必要な支援（第36条第2項第7号）

都道府県障害者権利擁護センターは、休日や夜間における使用者による障害者虐待についても速やかに対応できる体制を確保することが必要です。

都道府県は、都道府県障害者虐待対応協力者（都道府県社会福祉協議会など）のうち適當と認められるものに、都道府県障害者権利擁護センターが行う前記業務（②を除く。）の全部又は一部を委託することができます（第37条第1項）。

都道府県は、都道府県障害者権利擁護センター、都道府県障害者虐待対応協力者の名称を明示するなどにより、住民や関係機関に周知しなければなりません（第40条）。

都道府県障害者権利擁護センターが、使用者による障害者虐待の通報窓口であることや都道府県

の担当部局・都道府県障害者権利擁護センター名、その電話番号等についても周知しなければなりません。また、休日・夜間対応窓口についてもあわせて周知することが必要です。



都道府県障害者権利擁護センター（第36条）については、都道府県の担当部局が直接担当している都道府県は全体の約8割、委託を行っている都道府県は3割強。

（平成25年「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書より）

2) 障害者虐待防止専門職相談窓口の設置

市町村職員及び市町村障害者虐待防止センターの職員を対象とした専門職相談窓口を設置し、障害者虐待防止にかかる支援困難事例に対応するための専門的な知識を有した弁護士や社会福祉士による適切な助言や支援を行っています。

運営	一般社団法人 和歌山県社会福祉士会 に委託
相談方法	FAX・電話・出張による相談
電話番号	073-498-7740（相談専用）
FAX番号	073-499-4529

- 平成26年度 市町村等相談件数 14件

3

障害者福祉施設の設置者・障害者福祉事業者等の役割

障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、第15条により障害者福祉施設従事者等に対する研修の実施、障害者や家族からの苦情処理体制の整備、その他従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講じる責務があります。

虐待は、障害者が尊厳を持って生きていくことを阻む行為であり重大な人権侵害です。

施設・事業所の役割は、適切なサービスを提供できる組織の環境を整えることであり、そのためには、障害者虐待の問題を広く人権擁護の観点から捉え、明確な虐待行為だけではなく、虐待の前段階として存在するであろう「不適切な支援」を行わないようにし、それを生み出したり放置した背景を改善することです。

一方、障害者福祉施設従事者等には、虐待の早期発見の役割があり、利用者である障害者の身体面や行動面、心理面での変化、養護者の様子の変化等を専門的な知識を持って常に観察するとともに、虐待が疑われるケースを発見したときには、速やかに市町村に通報することが必要です。このとき、障害者や家族と話す機会の中で得られた情報があれば、できるだけ具体的に伝えることが大切です。サービス提供の際の声かけや見守りを通じて障害者の精神的安定を図ったり、家族の話し相手になることや支援に関する情報提供を行うことも、家族の負担軽減につながり、虐待の予防や解決に役立ちます。こうした支援の過程における障害者の状況の変化などについては、相談支援事業者に報告し、支援方針の変更につなげます。

また、自施設・自事業所内で、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した際には、「速やかにこれを市町村に通報しなければならない」とあり、通報が義務として定められています。

障害者虐待防止法に規定する障害者福祉施設・障害福祉サービス事業等の責務

■障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置（第15条）

障害者福祉施設・障害福祉サービス事業所の責務

- ① 障害者福祉施設従事者等への研修を行う
- ② 障害者や家族からの苦情処理体制を整備する
- ③ その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止のための措置を講ずる

■障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等（第16条）

障害者福祉施設従事者等の義務

自施設・自事業所における障害者虐待に係る通報義務



- 障害者福祉施設は、養護者からの虐待で市町村がやむを得ず措置をする場合の受け皿としての機能と、自施設内の虐待防止という2つの課題に取り組む役割があります。
- 障害福祉サービス事業所等は、利用者について虐待の早期発見の立場にあることから、虐待に関して通報をする義務と、自事業所内での虐待防止という2つの課題に取り組む役割があります。

なお、障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所に求められる姿勢としては次の事項が考えられます。

① 管理職・職員の研修、資質向上

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を防止するためには、何よりまず障害者の人権の尊重や障害者虐待の問題について、管理職、職員が自ら高い意識を持つことが必要です。また、職員各人が支援技術を高め、組織としてもノウハウを共有することが不可欠です。

このため、障害福祉サービス事業所等においては、定期的に障害者虐待や支援技術向上に関する研修を実施するとともに、各種研修会に職員を参加させる等により職員の資質の向上に努めることが必要です。

虐待を防止するためには、実際に支援に当たる職員だけでなく管理者も含めた事業所全体での取組みが重要です。管理者が率先して障害者の人権の保持に向けて行動し、職員とともに、風通しが良く、働きがいのある職場となるよう環境を整えていくことが必要です。

② 個別支援の推進

多くの障害者が障害福祉サービスを利用しているため、個々の利用者への配慮よりも管理的な運営に傾きがちな状況があります。こうした運営は利用者にとっても職員にとってもストレスの原因

となるものであり、特に入所型の事業において、身体拘束による身体的虐待や心理的虐待と考えられる事態が発生する危険が潜んでいます。

利用している障害者一人ひとりが、尊厳を保ちながら自分らしく生活できる環境をつくることが障害者福祉施設従事者等には求められています。そのために、それぞれの事業所では個々の利用者への総合的な支援の方針や生活全般の質を向上させるための課題などを記載した個別支援計画を作成します。個別支援計画に基づいて事業所職員はサービスを提供し、サービス管理責任者は計画の実施状況を把握して、必要に応じて見直します。

利用者一人ひとりに対して、その個々のニーズに応じた個別的な支援を日々実践することが、虐待という重大な人権侵害事案を防止することにつながります。

③ 開かれた施設運営の推進

障害者支援施設は、入所している障害者の居住の場でもあるため、ともすると閉じられた場になりやすいという側面があります。このため、内部の習慣的な行動が外部から乖離していく危険性をはらんでいるとともに、虐待事案が発生した場合も発見されにくい土壤ともなりえます。このため、地域に開かれた施設運営をしていくことが重要です。地域の住民やボランティア、実習生など多くの人が施設に関わることによって、職員の意識にも影響を及ぼすと考えられます。

また、サービス評価（自己評価、第三者評価など）の導入も積極的に検討することが大切です。

④ 実効性のある苦情処理体制の構築

障害者虐待防止法では、障害福祉サービス事業所等に対してサービスを利用している障害者やその家族からの苦情を処理する体制を整備すること等により虐待の防止等の措置を講ずることが規定されています（第15条）。

障害福祉サービス事業所等においては、苦情相談窓口を開設するなど苦情処理のために必要な措置を講すべきことが運営基準等にも規定されています。サービスの質を向上させるため、利用者等に継続して相談窓口の周知を図るなど、苦情処理のための取組を効果的なものとしていくことも大切です。

⑤ 相談支援専門員等外部の目の活用

障害福祉サービスの申請又は変更の際に、サービス等利用計画案の提出が必要となります。サービス等利用計画は相談員が作成することから、その内容が適切であるかどうかについて、障害者の状態が把握されます。

また、サービスの利用状況を検証し、必要に応じてサービス等利用計画を見直すために、相談支援専門員が定期的にモニタリング（継続サービス利用支援）を実施しますが、モニタリングは外部の福祉専門職が施設等に入り直接本人の状況を確認する重要な機会となります。

モニタリング時、施設等の管理者やサービス提供責任者、職員は、サービスの実施状況が適切かどうか、虐待につながる可能性のある支援や行為等がないかどうかについて、積極的に相談支援専門員から意見を聞き、必要に応じて改善につなげることが求められます。

■法律では次のようなことも規定されています

Q1: 虐待かどうか判断するのが難しい。思い違いかなあ。	Q2: 守秘義務があるから、個人情報の提供はできないなあ。
A1: 虐待の事実がないにもかかわらず誤って通報してしまったとしても、法的責任を問われることはあります。 虐待を受けたと思われる場合は、通報するよう法律で規定されています。 (第7条第1項) 通報者が特定されないよう、自然な形で関わりを始めますので、安心して通報してください。(第8条)	A2: 通報を行っても守秘義務違反にはなりません。 業務上の守秘義務よりも障害者虐待の通報義務を優先してください。 (第7条第2項・第16条第3項) 虐待の通報や虐待対応において関係機関で情報交換を必要とする場合、本人の同意を得ずに、第三者に目的外の個人情報の提供を行うことが可能です。(個人情報保護法第23条) ※病院における個人情報とは、カルテ、処方せん、手術記録、看護記録等も含む。

出典：愛知県高齢者虐待対応マニュアル（各論編：初動期対応を中心として）準用

4 労働関係機関の役割

障害者虐待防止法では、使用者による障害者虐待の防止についても規定されています（第2条、第21～28条）。

障害者を雇用する事業主は、第21条により労働者に対し研修を実施、雇用される障害者や家族からの苦情処理体制の整備、その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講じる責務があります。

事業所においては、苦情相談の窓口を開設するなど苦情処理のために必要な措置を講ずるとともに、相談窓口の周知を図ることによって苦情処理のための取組を適切に実施していくことが大切です。

企業等において、障害特性に応じた配慮が分からず、それが職場でのトラブルにつながっているケースもあります。障害のある人への接し方が分からないなどの場合には、ハローワークや地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどに相談することが重要です。

使用者による障害者虐待防止には、事業主を始めとした事業所全体で取り組むことが重要です。このため、上司と部下の間や同僚同士で率直に意見の言えるような職場環境の構築が重要となります。

また、使用者に障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した際には、「速やかにこれを市町村又は都道府県に通報しなければならない」とあり、通報が義務として定められています。

障害者虐待防止法に規定する使用者の責務

■使用者による障害者虐待の防止等のための措置（第21条）

使用者の責務

- ① 労働者の研修の実施
- ② 障害者や家族からの苦情処理体制の整備
- ③ その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずる

■使用者による障害者虐待に係る通報等（第22条）

発見者の責務

企業等における障害者虐待に係る通報義務

1) 労働関連法規の遵守

使用者は、障害者雇用促進法、労働基準法、男女雇用機会均等法、個別労働紛争解決促進法等の労働関連法規を遵守しなければなりません。障害者虐待防止法施行後の使用者による障害者虐待の状況等の調査によると、使用者による障害者虐待の8割以上を労働基準関係法令に基づく指導等の対象となった事案が占めており、そのほとんどが最低賃金法関係（経済的虐待）となっています。労働関連法規の遵守を徹底し、虐待の防止を進めることが求められます。



- 使用者による障害者虐待については、年齢に関わらず（18歳未満や65歳以上でも）障害者虐待防止法が適用されます。
- 使用者による虐待には他の労働者による虐待行為の放置も含まれます。

和歌山県では障害者就業・生活支援センターが県内に7カ所あり、職業生活における自立を図る為、就業やそれに伴う日常生活、社会生活上の相談に応じています。

（第6章 3窓口等 VI-3-7頁参照）

5

相談支援事業者の役割

1) 相談支援事業者の役割

（市町村から「障害者虐待防止センター」の委託を受けていない事業者）

障害者自立支援法の改正により、サービス等利用計画作成の対象者が大幅に拡大（平成24年4月1日～）された結果、サービス等利用計画作成や地域の相談支援において、障害者の虐待を発見しやすい立場にあります。各種の相談を通して障害者虐待に気づき、発見することが重要です。また、発見した場合は通報義務を果たし、市町村と連携を図っていきます。

相談支援事業者の役割

- ・相談支援専門員は虐待を発見した場合、市町村へ迅速に通報します。
- ・通報後は市町村の求めに応じて、市町村と連携協力し、虐待対応について協議を行います。
↓
- ・訪問同行
- ・個別ケース会議への参加と役割担当を決めます。
- ・個人対応での見落としを防ぐために、それぞれの職員が受けた相談を一人で抱え込みず、相談内容を組織として共有していく「仕組み」が必要です。

2) 相談支援の中での気づき

相談内容に「虐待」という言葉が含まれていなかつたとしても、内容として虐待が疑われるものがあれば、「虐待」を視野に入れ、聞き取ります。特に困難事例の相談は注意が必要で、不適切な支援がある場合が考えられます。

個人対応による見落としを防ぐ為、それぞれの職員が受けた相談を一人で抱え込みず、相談内容を組織として共有していく「仕組み」作りが必要です。

3) 障害者虐待の相談、通報、届出の受付

相談支援の中で「虐待かもしれない」「不適切な状況があるかもしれない」と感じたら、虐待を念頭に置いた情報の聞き取りを行います。

虐待の疑いや不適切な支援につながることがらの例は以下のようない点です。

- ・「体にあざが多く見られる」
- ・「十分な食事が与えられていない」
- ・「障害年金を保護者が生活費に充てている」
- ・「職場で嫌がらせを受ける」
- ・「障害者福祉施設等を訪問時に利用者から相談された」
- ・「相談支援専門員自らが通報の対象となった」等

6

保健・医療・福祉・教育等の関係者の役割

障害者虐待防止法では、就学する障害者等に対する虐待の防止等(第29条)を規定しています。また、保育所等に通う障害者に対する虐待の防止(第30条)、医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止(第31条)等の条文を定め、虐待の防止に努めています。

保健・医療・福祉・教育等関係者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならないとされています(第6条第2項)。同項では、以下の関係者が規定されています。

- ・障害福祉施設、学校、医療機関、保健所、障害者福祉関係団体
- ・障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士、使用者等

これらの関係者は、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならないとされています(第6条第3項)。

さらに、以下の関係者については、それぞれの責務が規定されています。

障害者虐待防止法による保健・医療・福祉・教育等関係者の責務

① 障害者福祉施設の設置者等

障害福祉施設従事者等の研修の実施、苦情処理体制の整備など障害者福祉施設従事者等による虐待の防止等のための措置（第15条）

② 使用者

労働者の研修の実施、苦情処理の体制の整備などの使用者による障害者虐待防止等のための措置（第21条）

③ 学校の長

教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置（第29条）

④ 保育所等の長

保育所等の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置（第30条）

⑤ 医療機関の管理者

医療機関の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置（第31条）

【参考】 障害者虐待防止法（障害者虐待の早期発見等）

医療職は、診療を通して障害者の不審なけがやあざを把握したり、特にかかりつけ医であれば家族・支援者関係や家庭の様子の変化や問題に気づくことができる立場にあります。医療職は、障害者虐待の通報努力義務者として、早期発見に大きな役割を担うとともに、被虐待障害者のその後の支援においても大きな役割が期待されています。

障害者虐待において、行政からの働きかけは拒んでも、医療職からの指導は受け入れられる事も考えられますので、サービスの利用等について、障害者や養護者に働きかけるなどの役割を担うことも重要です。さらに、施設利用のための診断書の作成や入院の必要性の判断、障害に対する啓発指導などの役割もあります。

しかし、現状では医療関係者に、障害者虐待対応に関する情報や市町村での取組み等の情報は十分に届いていない状況も見受けられます。診療の中で、虐待が疑われるような事例に接しても、どこに情報を知らせるか、その後の対応はどうなっていくのかなどが不明確なために見守る状況になっていることもあります。

市町村は個別支援に係る連携をするときやネットワーク構築の中はもちろん、障害者虐待の実態や対策を伝え、よりよい協力、連携に向けて対策を講じる必要があります。

また、施設においては、従事する医療職（看護職）には、その専門性を活かして虐待を未然に防止するための役割を担うことが期待されています。

例えば、虐待につながる「不適切な支援」が行われていないか入所者の身体チェックを行ったり、障害や行動・心理症状（BPSD）について研修等の機会を設けたりするなど、施設における基本的な支援方法を衛生面、健康面さらに人権面からチェックし適切なアドバイスを行うことが求められています。

（保健・医療・福祉・教育等に関する各種相談や虐待が疑われる際等の相談窓口については、
第6章 3窓口等 VI-3-1頁～参照）

7

弁護士・弁護士会の役割

障害者虐待の防止・救済のために法的手続きが必要になった場合には、弁護士を交えて事例に対応していくことも必要となります。

また、行政担当者や福祉関係者の日頃の準備として、どのような場合に弁護士に相談するのが適当なのかについては、関係者等で検討しておくことが必要です。

弁護士から見た障害者虐待防止と救済の関わりは、概ね次のとおり整理されます。

- ① ネットワークの一員として(例えば、ケース会議等への参加)
- ② 被虐待者の代理人としての法的手続きをへる関与(例えば、訴訟による経済的侵害の回復)
- ③ 行政・福祉関係者からの質問に対する法的アドバイス(例えば、虐待救済のための法的手続)
- ④ 成年後見の首長申立への支援(例えば、成年後見手続きの書類作成のアドバイス)
- ⑤ 虐待者・養護者にある法的問題の解決(例えば、彼らの債務の整理をすることで年金搾取を防止すること)

また、弁護士会の関わりとして、和歌山弁護士会の中に高齢者・障害者支援センターがあります。そこでは、和歌山県社会福祉士会との協働による障害者虐待防止専門職相談、和歌山県社会福祉協議会の成年後見人養成講座などへの協力などの活動をしています。

「高齢者・障害者あんしん電話相談」は、弁護士が、和歌山県内にお住まいの高齢者（満65歳以上）・障がい者ご本人、その家族や生活支援者（福祉関係者等）からの消費者被害、遺言・相続、成年後見、財産管理、虐待等のさまざまな相談に電話で答える取組みを行っています（相談料無料。ただし、相談は1案件につき1回のみ）。

このように、弁護士会では行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター、社会福祉士会その他関係諸団体との日常的なネットワークを構築し、法律の専門家として、障害者の権利擁護に主体的役割を担っています。

和歌山弁護士会高齢者・障害者支援センター 高齢者・障がい者あんしん電話相談	073-425-4165（受付）
和歌山弁護士会	073-422-4580（代表）

また、法的トラブルの場合には相談機関として、国が設立した公的な法人である「法テラス」があります。法テラスでは、ひろく、法的トラブルに関する相談を受け付けています（相談料：無料）。

専門相談員（消費生活アドバイザー、元裁判所職員等）が内容を伺い、解決のきっかけとなる関係機関の窓口案内や裁判所での手続等を案内します。また、法テラス和歌山地方事務所においては、弁護士による法律相談を受けることもできます。

日本司法支援センター（法テラス）和歌山地方事務所	
電話	050-3383-5457（平日 9:00~17:00）
ホームページ	http://www.houterasu.or.jp/wakayama/

8

警察との連携

警察は、地域での生活安全に関する相談などを受けるほか、障害者が被害者となる事案の捜査などを行っています。市町村は、障害者虐待に関する警察署の窓口である生活安全課と日頃から情報交換等に努め連携を強化することにより、被害者の立場に立った的確な措置を講じることができます。

障害者虐待防止法では、警察署長への援助要請等についての規定が設けられており、市町村長は障害者の生命又は安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じて適切に警察署長に援助を求めなければならないとされています。(第12条)

1) 市町村への通報

- ・警察が各種の活動（警察安全相談、障害者を被害者とする事案等の捜査、急訴事案や保護の扱い等）に際し障害者虐待事案を認知した場合は、速やかに市町村へ通報します。
- ・通報は、原則、「障害者虐待事案通報票」（第6章 2関係通知 VI-2-14頁参照）により行いますが、急を要する場合には、電話により行います。
- ・警察から通報があった事案については、市町村は措置結果を警察に連絡する必要があります。通報後1ヶ月を経過しても市町村から措置結果の連絡がないときは、警察から市町村に対して状況の確認を行います。

2) 警察署長に対する援助要請

- ・障害者の居所又は住所への立入調査の実施に当たり、障害者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認める場合で、警察官の援助が必要とされる場合には、警察署長への援助要請を行うことができます。
- ・この場合、立入調査に際し警察署長が行う援助とは、市町村による職務執行が円滑に実施できるようにする目的で、警察が警察法、警察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限に基づいて行う措置となります。
- ・警察署長への援助要請にあたっては、緊急の場合を除き、市町村長から「障害者虐待事案に係る援助依頼書」（第6章 2関係通知 VI-2-15頁参照）を提出し、速やかに警察署と事前協議を行い、対応の方法、役割分担等を検討した上で、事案に応じた援助を要請します。事前協議の窓口は、警察署の生活安全担当課です。
- ・立入調査は市町村が法に基づき主体的に実施するもので、警察官に調査業務そのものの補助を行わせることはできません。

【参考】

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた障害者虐待事案への適切な対応について(通達)
(第6章 2関係通知 VI-2-10頁～VI-2-15頁参照)

9

連携協力体制の整備

第35条及び第39条において、「市町村及び都道府県は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。」と規定しています。

これらの規定により市町村や都道府県と連携協力する者は、それぞれ「市町村障害者虐待対応協力者」、「都道府県障害者虐待対応協力者」と言い、個別ケース会議等への出席、事例対応、相談支援などで連携します。

障害者虐待対応協力者として連携・協力する機関は地域の状況により異なりますが、一例として次の機関が考えられます。

機関等	役割
相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援 ・サービス利用支援
基幹相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援、情報提供、助言 ・地域の相談支援事業者間の連絡調整、関係機関の連携の支援
中核地域生活支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの地域総合コーディネート ・福祉の総合相談 ・福祉の専門家による相談支援 ・障害者、高齢者、子供等、対象者を横断的に捉えて24時間365日対応
自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題の共有 ・地域の支援体制の整備について協議
障害者福祉施設 障害福祉サービス事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待を受けた障害者の一時保護への協力
児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児、発達障害、重度の心身障害などの心身障害相談 ・養護相談・保健相談・非行相談・育成相談
労働局 労働基準監督署 公共職業安定所 (ハローワーク)	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者による障害者虐待について、労働関係法令に基づく権限の適切な行使
障害者就業・ 生活支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・在職中又は就職を希望している障害者への就業面及び生活面の 一体的な支援
医療機関・ 訪問看護ステーション	<ul style="list-style-type: none"> ・診療を通じた虐待の発見 ・虐待を受けた障害者の入院による一時保護 ・訪問看護を通じた虐待の発見
健康福祉センター (保健所)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉相談 ・DV相談、難病相談、女性相談 ・措置入院、医療保護入院

機関等	役割
警察	<ul style="list-style-type: none"> ・養護者による障害者虐待に係る立入調査への援助 ・地域の生活安全に関する相談 ・刑事事件に該当する虐待事案への対応
家庭裁判所	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見の手続相談、申立て窓口 ・成年後見の審判 ・財産保全命令

機関等	役割
弁護士 (和歌山弁護士会)	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見に関する相談支援 ・成年後見人、保佐人、補助人として選任 ・法的手段を取る場合の対応 ・法的手段による権利侵害の回復
司法書士 (成年後見センター・リーガルサポート 和歌山県支部)	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見に関する相談支援 ・成年後見人、保佐人、補助人として選任 ・法的手段を取る場合の相談
社会福祉士 (ぱあとなあ和歌山)	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉に関する相談及び関係機関等との連携・調整 ・成年後見に関する相談支援 ・成年後見人、保佐人、補助人として選任
行政書士	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見に関する相談支援 ・成年後見人、保佐人、補助人として選任
社会福祉協議会 (後見支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業 ・成年後見制度の利用に関する相談 ・生活資金の貸付
法務局・人権擁護委員	<ul style="list-style-type: none"> ・人権侵犯事件の調査救済、人権相談
民生委員	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の生活状況の把握、見守り ・地域における虐待の早期発見、通報

出典：千葉県健康福祉部「千葉県障害者虐待対応マニュアル」（平成25年1月一部改訂）準用

第4節 個人情報保護法

1

個人情報の保護

相談や通報、届出によって知り得た情報や通報者に関する情報は、個人のプライバシーに関わる極めて繊細な性質のものです。

個人情報の保護に関する法律では、本人の同意を得ずに特定の利用目的以外に個人情報を取り扱ってはならないこと（個人情報保護法第16条、利用目的の制限）、本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供してはならないこと（個人情報保護法第23条、第三者提供の制限）が義務づけられています。

障害者虐待事例への対応では、当該障害者や養護者等に関する情報は第三者提供の制限の例外として扱われる場合もありますが、市町村で定める個人情報保護条例の運用規定と調整を図っておくことが必要となります。

また、第8条、第18条では、通報者の保護、市町村等職員の守秘義務等が定められています。

1) 通報者の保護

通報者を保護するため、秘密漏示罪（刑法134条）や守秘義務法規（地方公務員法34条等）は通報を妨げる解釈をしてはならないとされます（第7条2項・第16条3項）。

また、個人情報保護法との関係では、虐待情報の通報は、障害者虐待防止法という法律に基づく情報提供であり、かつ「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」と考えられ、個人情報保護法第16条第3項第1号第2号及び第23条第1項第1号第2号の「例外規定」に該当すると解されます。

2) 市町村職員の守秘義務

法では、通報又は届出を受けた場合、当該通報又は届出を受けた市町村等の職員は、職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないとあり、通報者や届出者を特定する情報について守秘義務が課されています（第8条・第18条）。

■通報等を受け付けた市町村等職員の秘密保持義務

障害者虐待防止法では、通報又は届出を受け付けた場合、当該通報又は届出を受けた市町村等の職員は、職務上知りえた事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないとあり、通報者や届出者を特定する情報について守秘義務が課せられています。（第8条）また、事務を委託された市町村障害者虐待防止センターの役員・職員又はこれらであった者についても、正当な理由なしに、委託を受けた事務に関して知りえた秘密を漏らしてはならないとされています。（第33条第2項）加えて、通報者や届出者を特定する情報についての守秘義務も課せられています。（第33条第3項）なお、第33条第2項の規定に違反した場合、罰則も課されます。（第45条）

3) 関係機関・関係者の守秘義務

障害者虐待の対応として、障害者虐待に関する関係者が障害者や養護者・家族の情報を共有することが必要となります。このときにも個人情報を保護するための対応が必要です。

そのため、関係者間で個人情報取扱方法を定めるなどして明確にルール化しておくことが重要となります。

●個人情報保護法では個人情報の取得については事前に利用目的を通知し、本人の同意を得ることが基本とされていますが、一方で、個人情報保護法第16条及び個人情報保護法第23条において本人同意を得ることについての例外規定が設けられています。

●障害の支援の事業を受託している民間事業者や関係機関として支援に関する民間団体、虐待の情報を通報しようとする障害福祉サービス事業者などは、個人情報保護法及び厚生労働省（福祉分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン参照）を遵守することになります。

個人情報の保護に関する法律

利用目的による制限（第16条）・第三者提供の制限（第23条）の例外規定

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める業務を遂行することに協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第5節 財産上の不当取引による被害防止

1 被害者相談、消費者生活関係部署・機関の紹介

障害者虐待防止法では、市町村は、養護者や障害者の親族、障害者福祉施設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害について、相談に応じ、若しくは消費生活業務の担当部署や関連機関を紹介することが規定されています（第43条第1項）。この相談や関連部署・機関の紹介は、市町村障害者虐待対応協力者に委託することが可能です。

市町村は消費生活センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生児童委員、相談支援専門員、居宅介護員等に対して不当取引に関する情報提供を行います。

住民に対しては、財産上の不当取引による障害者の被害に関する相談窓口（基本的には、消費生活センター又は市町村の消費者担当部局が基本）を周知するとともに、消費生活に関連する部署・機関との連携協力体制の構築を図ります。

【相談窓口】

消費生活センター、国民生活センター、日本司法支援センター、
成年後見センター・リーガルサポート、弁護士会



成年後見制度の活用

財産上の不当取引のように、経済的虐待と同様の行為が認められる場合には、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用も含めた対応が必要となります。前述した市町村長申立も活用しながら、障害者の財産が守られるよう支援を行うことが必要です（第43条第2項参照）。

※ 詳しくは I-28頁以降を参照してください。

第6節 県内における障害者虐待の実態

1 県内における障害者虐待の実態

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく
対応状況等に関する調査結果（平成25年度）

平成25年度の障害者虐待の状況について、平成26年11月に報告された平成25年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書と和歌山県内の状況を簡単にまとめたものです。

平成25年度の障害者虐待の状況について

1 養護者による障害者虐待

(1) 相談・通報・届出受理件数及び虐待と認められた件数・人数

	相談・通報等件数	虐待と認められた件数	被虐待者数
養護者による虐待	33	12	12

(2) 虐待の種別・類型

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置	経済的虐待	合計
件数	8	1	3	2	3	17

※ 虐待の種別・類型には重複があるため、内訳の合計は虐待と認められた件数と一致しない。

(3) 被虐待者の状況

ア 性別

	男性	女性	合計
人数	3	9	12

イ 障害種別

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他	合計
件数	5	6	5	—	—	16

※ 一人で複数の障害を持つ方がいるため、内訳の合計は虐待判断事例総数と一致しない。

ウ 被虐待者からみた虐待者の続柄

	父	母	夫	妻	息子、娘	兄弟姉妹	その他	合計
人数	3	2	4	—	2	2	1	14

※ 複数の虐待者がいる事案があるため、内訳の合計は虐待と認められた件数と一致しない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

(1) 相談・通報・届出受理件数及び虐待と認められた件数・人数

	相談・通報等件数	虐待と認められた件数	被虐待者数
障害者福祉施設従事者等による虐待	9	3	9

(2) 虐待の種別・類型

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置	経済的虐待	合計
件数	2	—	1	—	—	3

(3) 被虐待者の状況

ア 性別

	男性	女性	合計
人数	5	4	9

イ 障害種別

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他	合計
件数	2	9	—	—	—	11

※ 一人で複数の障害を持つ方がいるため、内訳の合計は虐待と認められた件数と一致しない。

(4) 虐待が認められた施設・事業所種別

	障害者支援施設	生活介護	就労継続支援B型	合計
件数	1	1	1	3

(5) 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

	生活支援員	サービス管理責任者	管理者	合計
件数	2	1	1	4

※ 複数の虐待者がいる事案があるため、内訳の合計は虐待と認められた件数と一致しない。

(6) 対応状況

施設等に対する指導	障害者総合支援法・児童福祉法 規定に基づく勧告・命令等
3	—

1) 養護者による障害者虐待

平成25年度の相談・通報対応件数は全国で4,635件（内和歌山県33件）。

そのうち市町村が受け付けた件数が4,530件、都道府県が受け付けた件数が105件。

障害者虐待の事実が認められた件数は全国で1,764件（内和歌山県12件）。

虐待種別（複数回答可能）は、身体的虐待が最も多く1,116件（全体の63.3%）、次いで心理的虐待558件（31.6%）、経済的虐待449件（25.5%）、放棄・放置333件（18.9%）、性的虐待99件（5.6%）

2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

平成25年度の相談・通報対応件数は全国で1,860件（内和歌山県9件）。

そのうち市町村が受け付けた件数が1,625件、都道府県が受け付けた件数が235件。

障害者虐待の事実確認調査を行った事例が1,168件。その内、虐待の事実が認められた事例が229件（内和歌山県3件）、事実が認められなかった事例が588件、虐待の判断に至らなかった事例が351件。

また、虐待の事実確認を行っていない事例は623件。その内、相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例が454件、後日、事実確認調査を予定している。又は事実確認調査の要否を検討中の事例が53件、都道府県へ事実確認調査を依頼の事例が37件、その他79件。

虐待種別（複数回答可能）は、身体的虐待が最も多く148件（全体の56.3%）、次いで心理的虐待120件（45.6%）、性的虐待30件（11.4%）、経済的虐待18件（6.8%）、放棄・放置12件（4.6%）。

3) 使用者による障害者虐待

使用者虐待については、全国で253事業所に対し、389件の指導などを実施。

使用者による障害者虐待が認められた事業所は、253事業所※1。

虐待を行った使用者は260人。使用者の内訳は、事業主215人、所属の上司29人、所属以外の上司2人、その他14人。

○ 虐待を受けた障害者は393人。

　障害種別は、知的障害292人、身体障害57人、精神障害56人、発達障害4人※2。

○ 使用者による障害者虐待が認められた場合にとった措置は389件※3。

[内訳]

① 労働基準関係法令に基づく指導等341件（87.7%）

　（うち最低賃金法関係308件）

② 障害者雇用促進法に基づく助言・指導37件（9.5%）

③ 男女雇用機会均等法に基づく助言・指導2件（0.5%）

④ 個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導等9件（2.3%）

※1 障害者虐待が認められた事業所は、届出・通報の時期、内容が異なる場合には、同一事業所であっても、複数計上している。

※2 虐待を受けた障害者の障害種別については、重複しているものがある。

※3 1つの事業所で使用者による障害者虐待が複数認められたものは、複数計上している。

2

市町村における障害者虐待（※貴市町村の状況について記入してください。）

1) 障害者等の現状

- ・身体障害者手帳取得者人口とその推移（人）

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30

- ・療育手帳取得者人口とその推移（人）

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30

- ・精神障害者保健福祉手帳取得者人口とその推移（人）

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30

- ・障害支援区分とその推移（人）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
非該当							
区分1							
区分2							
区分3							
区分4							
区分5							
区分6							

- ・障害者福祉施設・障害福祉サービス事業所数（平成 年4月1日現在）

施設・事業所	数	備考

2) 障害者虐待の状況

- ・障害者福祉施設における障害者虐待

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
相談・通報件数							
うち虐待を受けたと判断された件数							
被虐待者数							

・養護者による障害者虐待

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
相談・通報件数							
うち虐待を受けたと判断された件数							
被虐待者数							

・使用者による障害者虐待

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
相談・通報件数							
うち虐待を受けたと判断された件数							
被虐待者数							

3) 障害者虐待防止への取組み

【全般】

障害者虐待の対応窓口について住民に周知していますか。	はい	いいえ
障害者虐待対応担当部署と市町村障害者虐待防止センターの役割分担はで きていますか。	はい	いいえ
虐待が発生した場合に市町村担当課と市町村障害者虐待防止センターの話 し合いの場である「コアメンバー会議」に管理職は入っていますか。	はい	いいえ
やむをえない事由による措置要綱を整備していますか。	はい	いいえ

【社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業】

相談件数（障害者）

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30

契約締結状況

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30

【成年後見制度】

市町村長申立て件数

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30

市町村長申し立て制度利用に係る助成制度を予算化していますか。

はい いいえ

【ネットワーク】

「虐待の予防、早期発見、見守りネットワーク」を構築していますか。	はい	いいえ
「障害者福祉施設・障害福祉サービス事業所等による虐待発生時の対応 (介入) ネットワーク」を構築していますか。	はい	いいえ
「専門機関による介入支援ネットワーク」を構築していますか。	はい	いいえ